

八女市公共施設等総合管理計画



黒木中学校体育館 長寿命化改修工事（平成 30 年度）

平成29（2017）年3月
Ver.2. 1
【令和6年3月改訂】

目次

第1章 序章（はじめに）	1
1. 公共施設等総合管理計画の位置付け	1
（1）公共施設等総合管理計画の目的・理念	1
（2）本計画の位置付け	1
2. 対象とする施設	2
（1）対象範囲	2
（2）公共建築物	2
（3）インフラ施設	3
3. 計画期間	3
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	4
1. 人口推移と将来人口の見通し	4
2. 歳入・歳出の推移	5
3. 施設の維持管理経費（コスト）の状況	6
4. 建築物の保有状況及び年度別整備状況	7
5. 有形固定資産減価償却率の推移	9
6. これまでに行った対策の実績	11
7. 施設の維持管理経費（コスト）の見通し（従来型）	13
（1）公共建築物	14
（2）インフラ施設	15
8. 施設の維持管理経費（コスト）の見通し（長寿命化型）	16
（1）公共建築物	16
（2）インフラ施設	16
9. 公共施設等を取り巻く時代の潮流	17
（1）持続可能なまちづくりに向けた取組	17
（2）共生社会を実現する取組	17
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	18
1. 現状や課題に関する基本認識	18
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	20
3. 数値目標	21
4. 公共施設等の管理に関する実施方針	22
（1）点検・診断の実施方針	22
（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針	22
（3）安全確保の実施方針	22
（4）耐震化の実施方針	23
（5）長寿命化の実施方針	23

(6) 統合や廃止の推進方針.....	23
(7) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針.....	23
(8) ユニバーサルデザイン化の実施方針.....	24
(9) 脱炭素社会に向けた施設整備の実施方針.....	24
(10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策.....	25
5. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	26
(1) 全庁的な取組体制の構築.....	26
(2) 情報管理及び共有方策.....	27
6. フォローアップの実施方針.....	28
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	29
1. 公共建築物.....	29
(1) 行政窓口系施設.....	29
(2) 公民館系施設.....	29
(3) 文化施設.....	30
(4) 保健・福祉系施設.....	30
(5) 学校教育系施設.....	31
(6) 子育て支援系施設.....	31
(7) スポーツ施設.....	32
(8) 市営住宅.....	32
(9) 防災系施設.....	33
(10) 公園系施設.....	33
(11) 観光系施設.....	34
(12) その他広域対応施設.....	35
(13) その他施設.....	35
2. インフラ施設.....	36
(1) 道路（市道・農道・林道）.....	36
(2) 橋梁.....	36
(3) 水道.....	37
(4) 下水道.....	37
(5) 河川.....	37
(6) トンネル.....	38
(7) 農業集落排水.....	38
(8) その他（地域情報通信基盤整備光ファイバー・用排水路、農業用排水路、水門、堰等）	38
第5章 終章（おわりに）.....	39

第1章 序章（はじめに）

1. 公共施設等総合管理計画の位置付け

（1）公共施設等総合管理計画の目的・理念

八女市（以下「本市」という）では、これまで住民ニーズの多様化などを背景に公共建築物やインフラ施設を整備してきました。結果、平成22年2月の市町村合併による影響も含め、現時点においては同じような人口規模の他の自治体と比べて多くの施設を保有している状況にあります。今後、これらの公共施設等は、安全・安心なサービス提供のための維持補修に加え、大規模改修や建替えが必要となることを見込まれるとともに、その時期が集中することが予想されます。さらに、社会構造や住民ニーズの変化により、公共サービスのあり方を改めて見直す必要性にも迫られています。

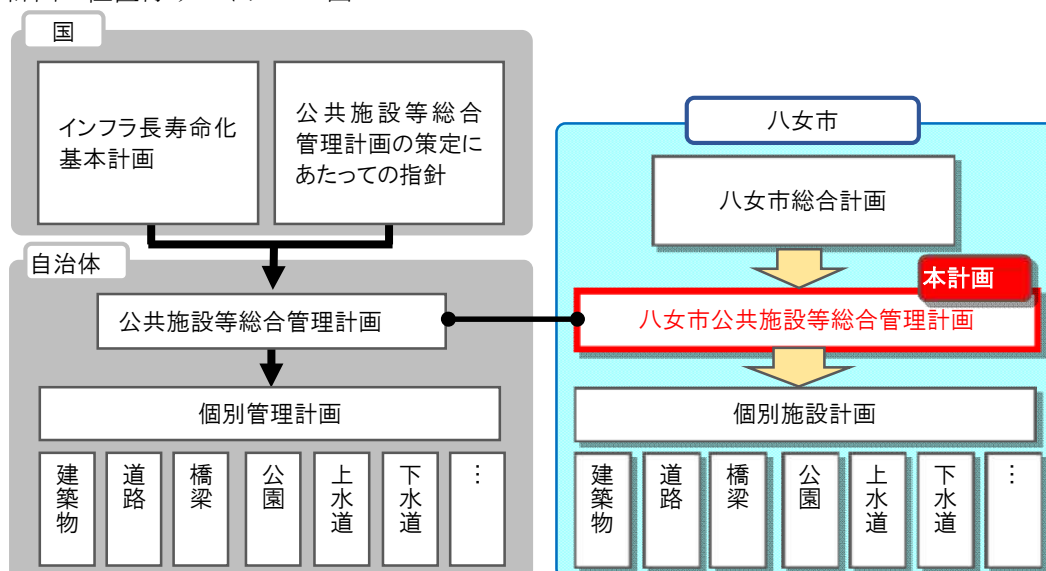
また、財政面においては、全国の多くの自治体と同様に人口減少に伴う税収等の減少や少子高齢化に伴う社会保障費等の増加が予測され、公共施設等の維持管理費や更新費用は本市の財政運営にとって大きな負担となることが懸念されます。本市においては、合併後すぐにこの問題を重点課題として認識し、平成22年度から内部組織である「八女市公共施設あり方検討委員会（平成24年度以降は『八女市公有財産利活用検討委員会』）」を立ち上げ、公共施設の必要数や適正配置等のあり方や利活用について検討し、見直しを実施してきました。

計画的で効率的な公共施設等の整備、維持管理、長寿命化及び統廃合等を進めることで、将来負担の軽減を図り、限られた財源の中で充実した行政サービスを提供し続けることができます。そのために、これまでの取組みを継承しながらも、さらに長期的な視点から平成29年3月に「八女市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という）を策定しました。この度、令和2年度までに施設分類ごとに策定した「個別施設計画」及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂」（平成30年2月、総務省通知）を受けて、計画の充実等が求められていることから本計画を改定します。

（2）本計画の位置付け

本計画は、本市における公共施設等に関する計画の中で最高位の計画と位置付けます。

図 本計画の位置付けのイメージ図



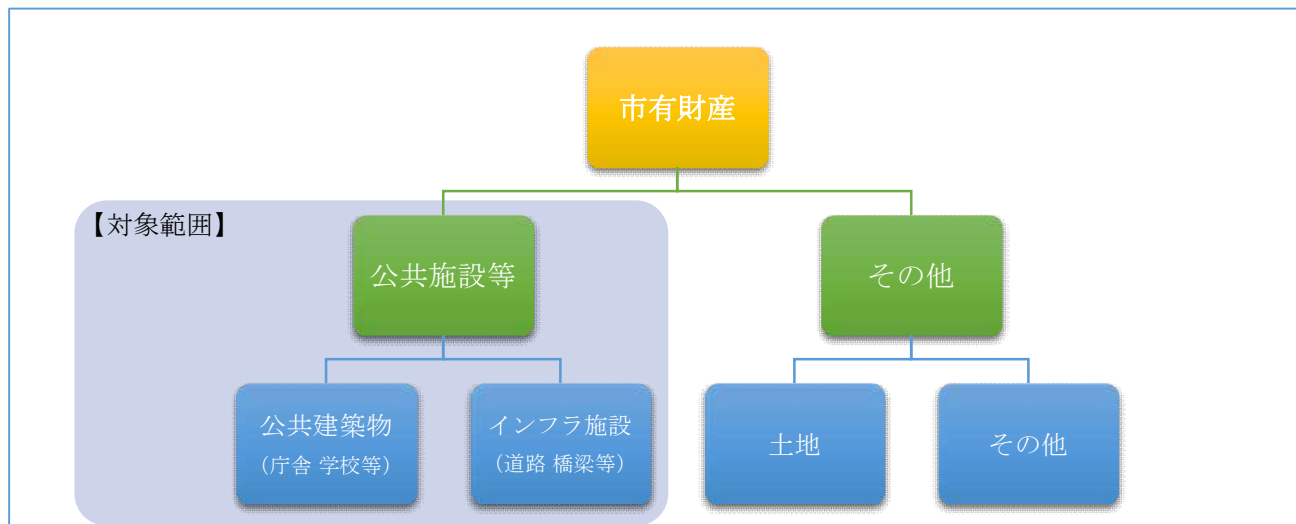
2. 対象とする施設

（1）対象範囲

本計画の対象は、市役所庁舎、小・中学校、市営住宅などの「公共建築物」と、道路、橋梁などの「インフラ資産」を含めた全ての公共施設とします。

※ 対象施設は原則、令和2年度（2021年3月末）時点の公共施設マネジメントシステムに整理されている公共施設等とします。

図 対象範囲



（2）公共建築物

八女市にある公共建築物は、令和2年度（2021年3月末）時点で394施設があります。

下の図表は、394施設を施設類型ごとに分類したものです。

表 対象施設（令和2年度末）

大分類	中分類	小分類	施設数
公共施設 (公共建築物)	行政窓口系施設	行政窓口機能	6
	公民館系施設	公民館	30
	文化施設	文化施設	26
	保健・福祉系施設	保健・福祉機能	14
	学校教育系施設	小学校	13
		中学校	8
		義務教育学校	2
		その他教育施設	7
	子育て支援系施設	保育所	2
		その他子育て支援施設	17
	スポーツ施設	体育関連	37
	市営住宅	市営住宅	43
	防災系施設	防災関連	52
	公園系施設	公園関連	26
	観光系施設	観光関連	33
	その他広域対応施設	その他広域対応施設	15
	その他施設	その他	63
合 計 施 設 数			394

（3）インフラ施設

インフラ施設としては、市道、農道、林道、橋梁、上水道、下水道、河川、トンネル、農業集落排水等を対象とします。

表 対象施設（令和2年度末）

種別	内容	施設数量
市道	路線数	5,350
	延長（km）	2,435
	道路改良率（%）	35.0
農道	路線数	305
	延長（km）	71
林道	路線数	107
	延長（km）	289
橋梁	橋梁数（橋）	1,690
	延長（km）	13
上水道	管路延長（km）	499
	上水道普及率（%）	77.4
下水道	管路延長（km）	124
	耐震管整備率（%）	100.0
	下水道普及率（%）	22.4
河川	河川数	470
トンネル	箇所数	5
	延長（m）	161
農業集落排水	管路延長（km）	14

3. 計画期間

公共施設等の総合的なマネジメントを推進していくには、公共施設等の性質上、中長期的な視点が不可欠です。そこで本計画では、令和28（2046）年度までの将来人口予測やライフサイクルコストシミュレーション等に基づき今後25年間の方向性について策定するものとします。

ただし、計画期間内であっても公共施設等の実態の定期的な把握及び、不断の見直し（定期的かつ必要に応じた適宜の見直し）により、本計画の更なる充実を図っていきます。

計画期間：平成29（2017）年度から令和28（2046）年度

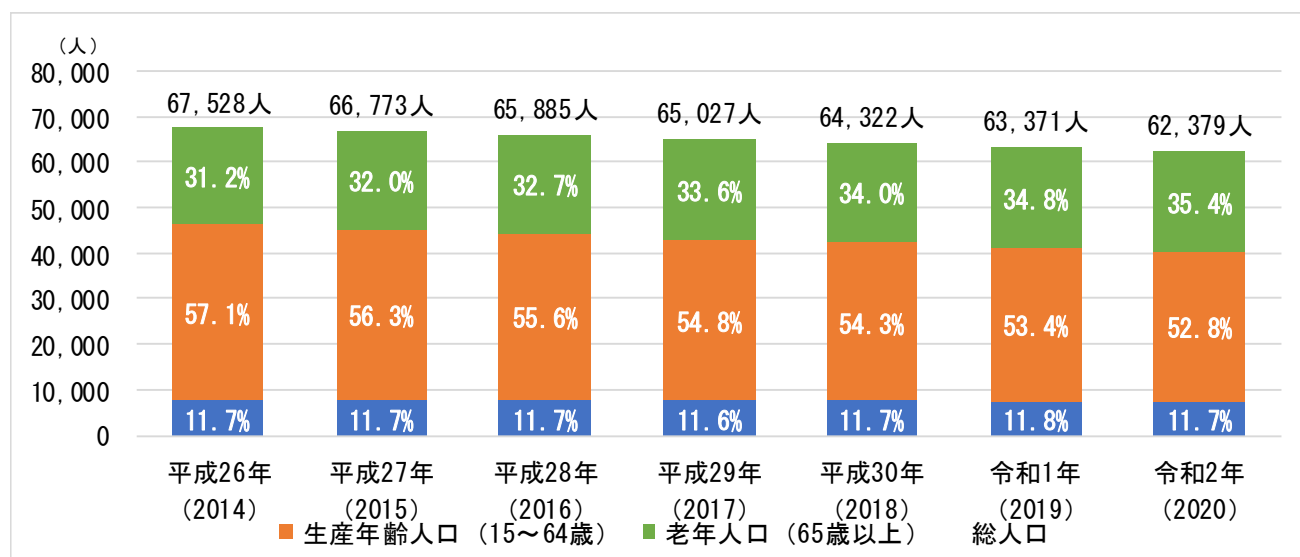


第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 人口推移と将来人口の見通し

平成26(2014)年から令和2(2020)年の過去7年間の人口は、約5,100人・約7.6%減少しています。なお、老年人口の割合が増加傾向の一方、生産年齢人口は減少傾向となっています。

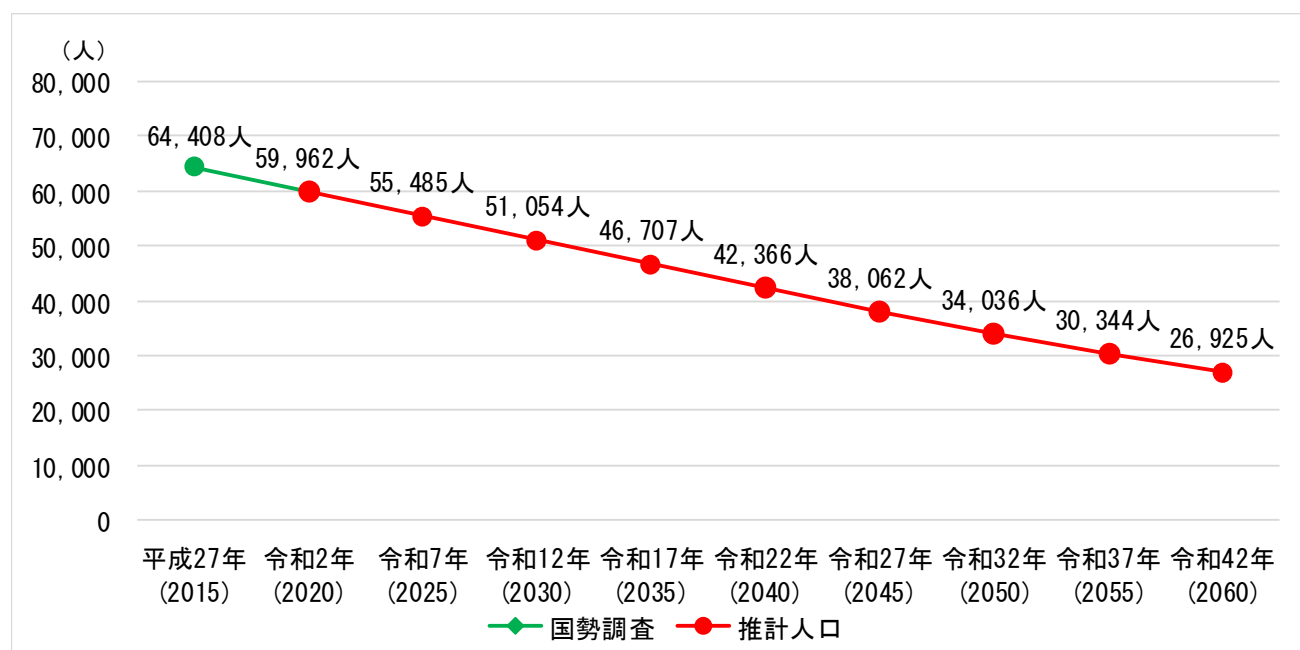
図 総人口・年齢3階層別構成比の推移（単位：人、％）



出典：住民基本台帳（各年3月末時点）

平成27(2015)年の国勢調査では64,408人となっていますが、今後も減少傾向が続き、令和42(2060)年には、27,000人程度になると推計されています。

図 将来人口の見込み（単位：人）



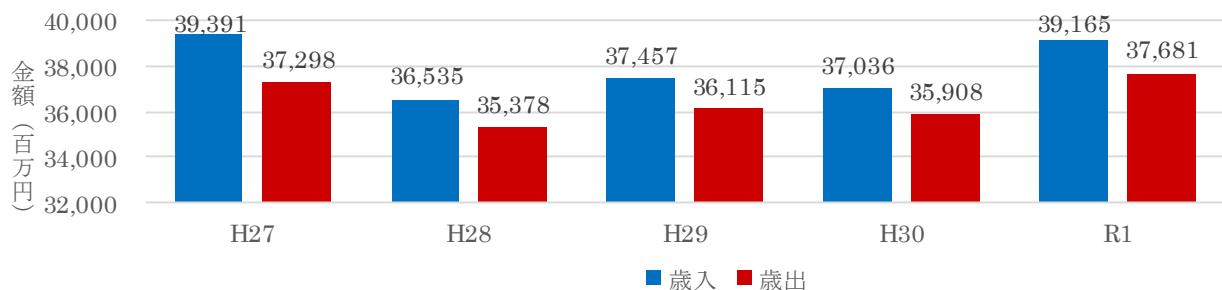
出典：第5次八女市総合計画

2. 歳入・歳出の推移

令和元年度一般会計における歳入と歳出の状況では、歳入が391億65百万円、歳出が376億81百万円となっており、過去5年間については、歳入が約370億円前後、歳出が約360億円前後で推移している状況です。

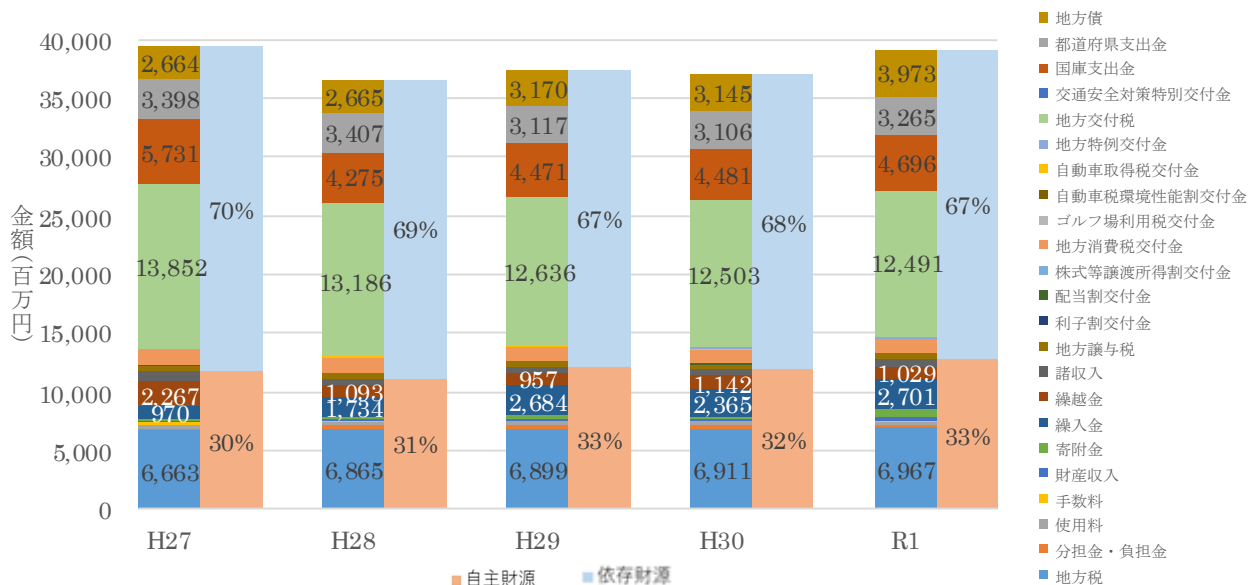
令和元年度の歳入の内訳は地方交付税が31.9%と最も多く、以下、地方税が17.8%、国庫支出金が12.0%、地方債10.1%、都道府県支出金が8.3%となっています。これを自主財源（地方税、繰越金、繰入金、諸収入等）と依存財源（地方交付税、地方債、国庫支出金、都道府県支出金、地方消費税交付金等）に分類すると、自主財源が32.8%、依存財源が67.2%となり、依存財源の占める割合が高くなっています。地方交付税の縮減・見直しなどもあり、自主財源の確保をさらに推し進める必要があります。

図 一般会計決算状況（歳入、歳出の推移）（単位：百万円）



出典：総務省「決算状況」

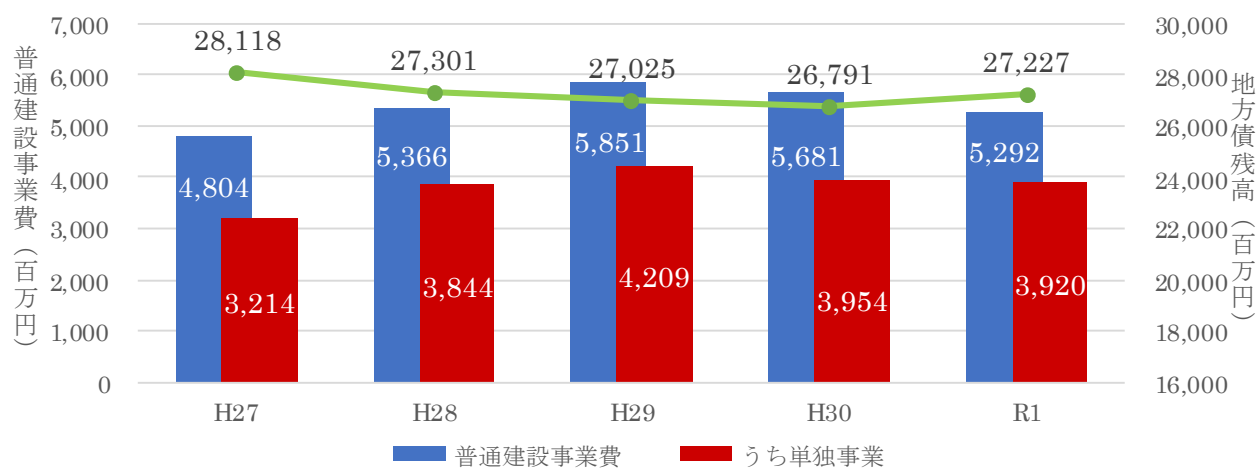
図 一般会計歳入の内訳（単位：百万円）



出典：総務省「決算状況」

一般会計における普通建設事業費は、令和元年度で52億92百万円となっています。地方債残高は、近年減少傾向でしたが、平成30年度から令和元年度にかけては増加し、272億円となっています。

図 普通建設事業費・地方債残高の推移（単位：百万円）



出典：総務省「決算状況」

3. 施設の維持管理経費（コスト）の状況

令和元年度における施設の維持管理経費の合計は約30.9億円となっています。そのうち、建物の修繕や新築・建替え等の工事費を含む維持管理費（※）は約23.0億円となっています。

過去4カ年の費用を平均すると、各年度合計の平均は約34.1億円/年となっています。本計画では、34.1億円/年を建築物等の充当可能な資金として設定します。

表 施設の維持管理経費の状況

（単位：千円）

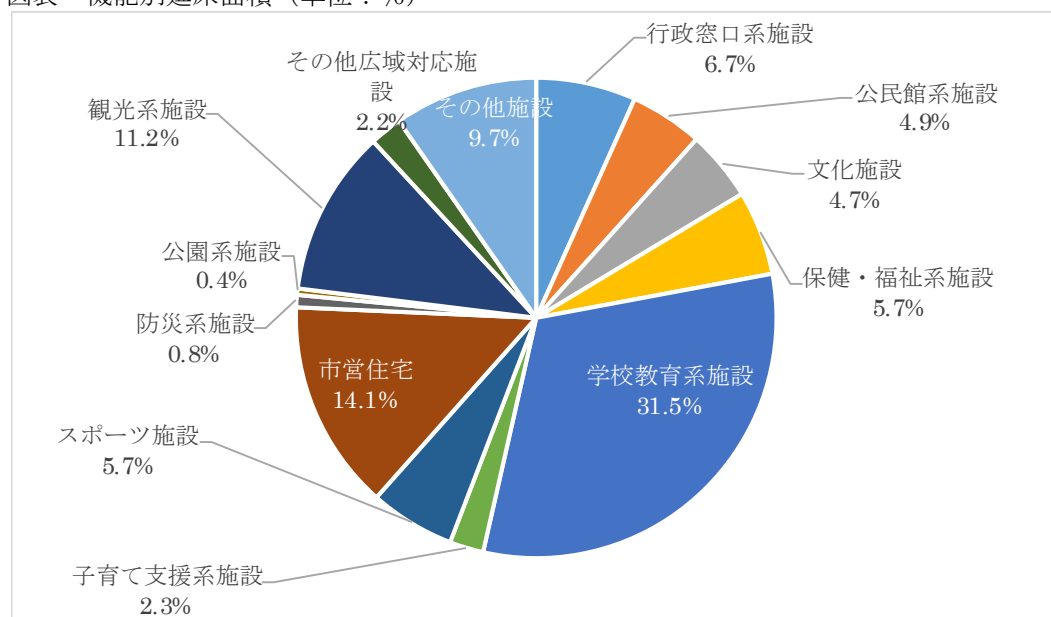
	光熱水費	人件費	賃借料	維持管理費（※）	合 計
平成28年度	193,346	695,741	2,650	2,271,157	2,969,548
平成29年度	270,903	756,148	11,206	2,754,875	3,522,229
平成30年度	296,819	748,562	24,776	3,285,858	4,059,195
令和元年度	258,458	773,936	12,980	2,298,469	3,085,386
平 均	254,882	743,597	12,903	2,652,590	3,409,090

維持管理費（※）…光熱水費、人件費、賃借料以外の経費

4. 建築物の保有状況及び年度別整備状況

本市の公共建築物のうち約31.5%が学校教育系施設（小学校・中学校・義務教育学校・その他教育施設）となっており、次いで14.1%の市営住宅となっています。市営住宅に次いで割合が高いのが観光施設の11.2%、次にその他施設の9.7%となっています。

図表 機能別延床面積（単位：％）



出典：「公共施設マネジメントシステム」

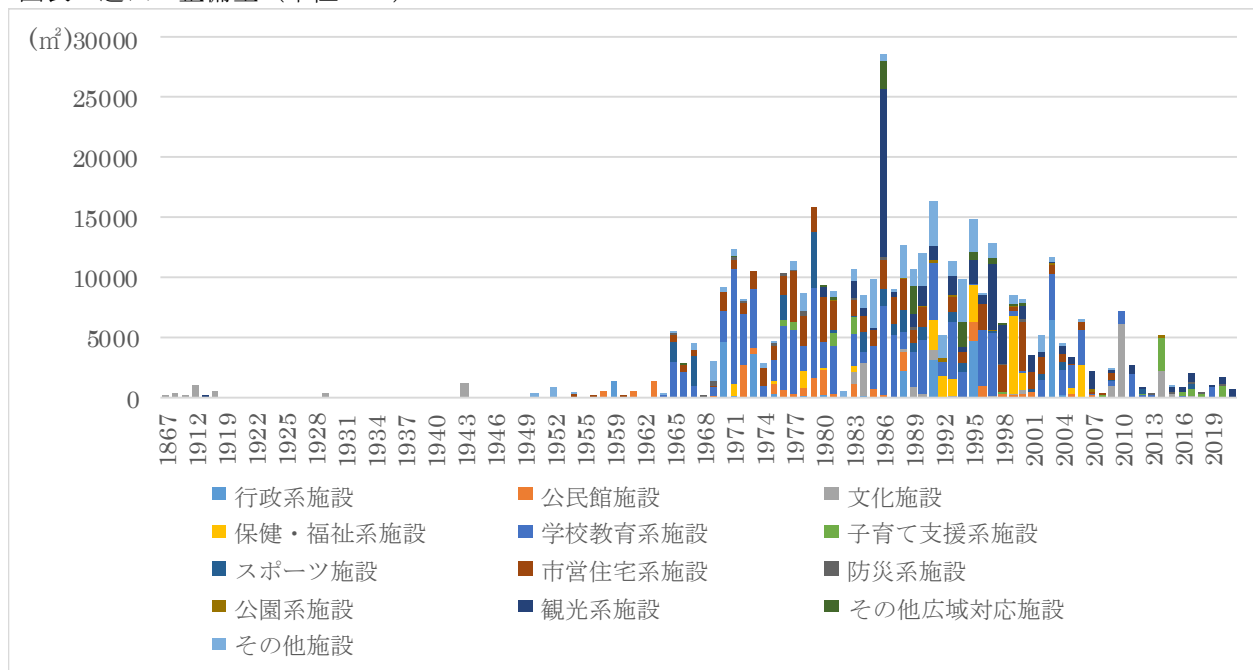
図表 機能別延床面積（単位：㎡・％）

施設分類	延べ床面積（㎡）	比率（％）
行政窓口系施設	27,157	6.7%
公民館系施設	19,727	4.9%
文化施設	19,097	4.7%
保健・福祉系施設	22,932	5.7%
学校教育系施設	126,927	31.5%
子育て支援系施設	9,280	2.3%
スポーツ施設	23,083	5.7%
市営住宅	57,015	14.1%
防災系施設	3,345	0.8%
公園系施設	1,723	0.4%
観光系施設	45,013	11.2%
その他広域対応施設	8,764	2.2%
その他施設	39,062	9.7%
総計	403,124	100.0%

出典：「公共施設マネジメントシステム」

過去の整備量（延床面積）は、全体で約40.3万㎡です。市民1人あたり約6.46㎡/人となっています。これは、5～10万人の都市規模の一人当たりの延床面積3.03㎡/人と比べると高い値となっています。整備状況は図表のとおりです。全体として、築後20年から29年が22.1%、30年から39年が29.4%、40年以上が33.8%と約6割の建物が30年以上経過している状況です。

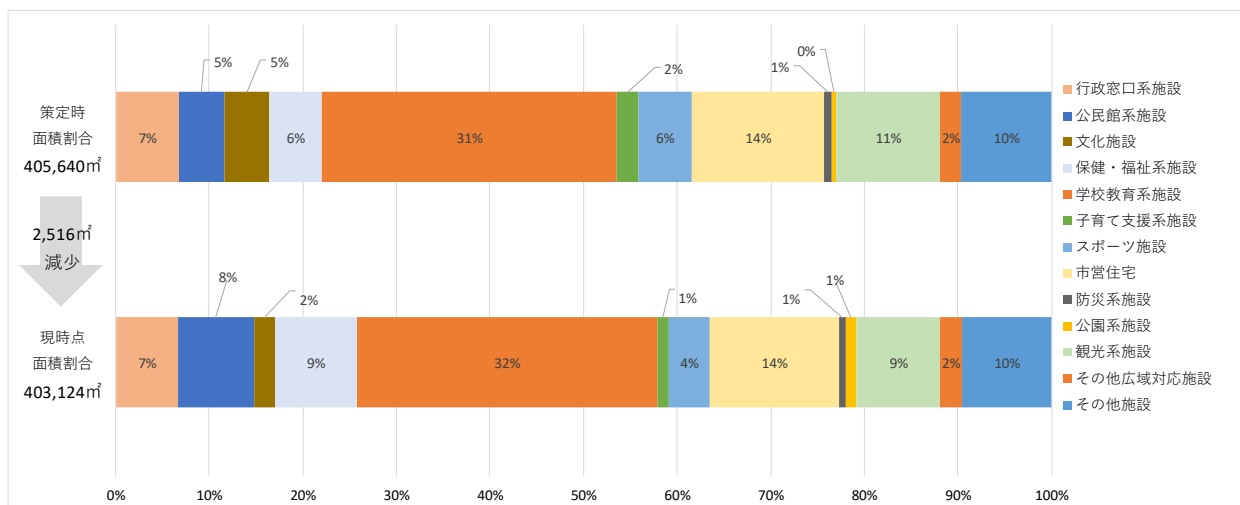
図表 過去の整備量（単位：㎡）



出典：「公共施設マネジメントシステム」

本市の施設保有量は計画策定時（平成29年3月）と比較して全体で2,516㎡減少しています。また、新規で建設された施設では、北山保育所が925㎡と一番大きく、次いで矢部地区山村滞在施設（奥八女別邸やべのもり）が681㎡となっています。一方、廃止となった施設については、旧白木小学校が2,471㎡と一番大きく、次いで旧笠原小学校が1,816㎡となっています。

図表 施設保有量の推移



出典：「公共施設マネジメントシステム」

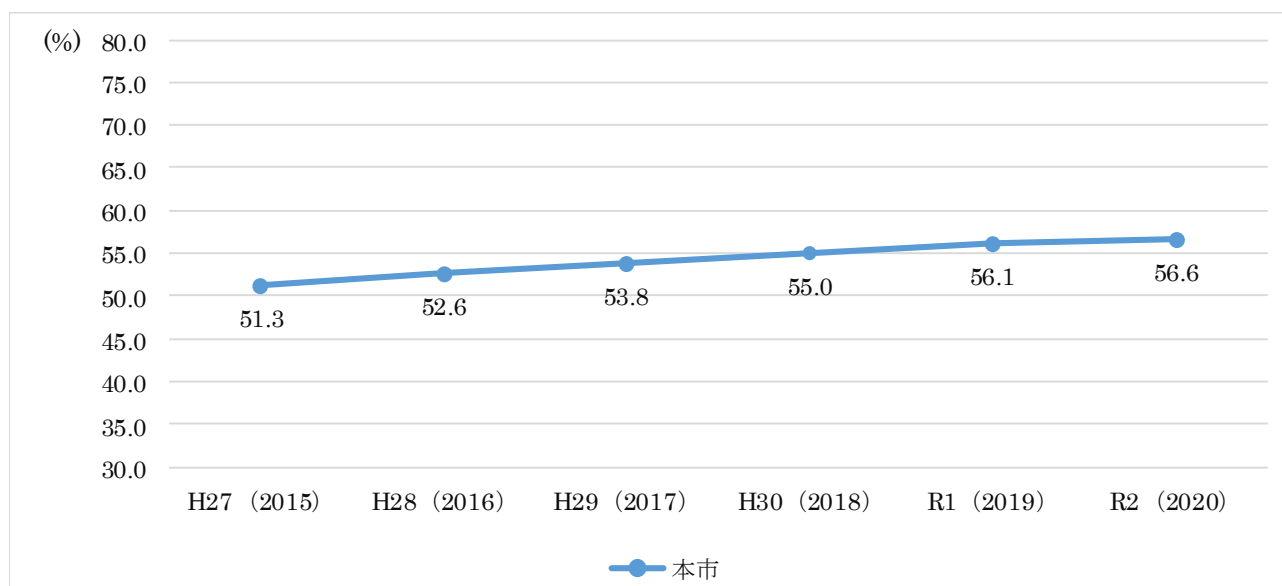
5. 有形固定資産減価償却率の推移

「有形固定資産減価償却率」は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合で、資産の老朽化の状況を示す指標になります。そのため、有形固定資産減価償却率が高い施設については、施設の老朽化が進んでおり施設の長寿命化等の計画的な対策が必要となってきます。本市では、有形固定資産の減価償却率は年々上昇傾向にあり、施設の老朽化が進んでおります。

なお、有形固定資産原価償却率を種別毎でみると、体育館・プールが一番高く 88.4%となっており、次いで公民館、児童館、消防施設の順になっています。

インフラ資産の道路と橋梁・トンネルはいずれも類似団体内平均を下回っています。

図 有形固定資産減価償却率の推移（公共建築物＋インフラ資産）



出典：財政状況資料集（総務省）

表 有形固定資産減価償却率の推移（公共建築物）

（単位：％）

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R01 (2019)	類似団体内平均 (R01)
体育館・プール	81.0	80.9	82.5	85.1	88.4	61.6
公民館	77.7	79.8	81.8	83.7	85.8	58.9
児童館	68.2	70.8	73.4	74.6	77.3	53.9
消防施設	69.9	71.4	73.0	74.5	76.2	57.2
図書館	65.1	67.2	67.7	70.0	72.4	84.4
公営住宅	69.2	69.8	74.6	69.2	71.0	67.1
一般廃棄物処理施設	56.8	59.4	61.6	68.0	69.8	58.9
学校施設	63.2	65.3	67.7	66.2	67.6	58.2
福祉施設	53.1	55.3	57.4	59.7	61.7	53.9
庁舎	52.0	54.0	56.0	59.0	60.9	45.6
認定こども園・幼稚園・保育所	59.8	49.8	56.2	56.7	54.4	54.0
保健センター・保健所	37.0	39.2	41.3	43.6	45.9	46.7
市民会館	14.4	16.5	18.6	20.7	22.8	54.4

※有形固定資産減価償却率（％）が高い順に掲載
出典：財政状況資料集（総務省）

図 有形固定資産減価償却率の推移（公共建築物）

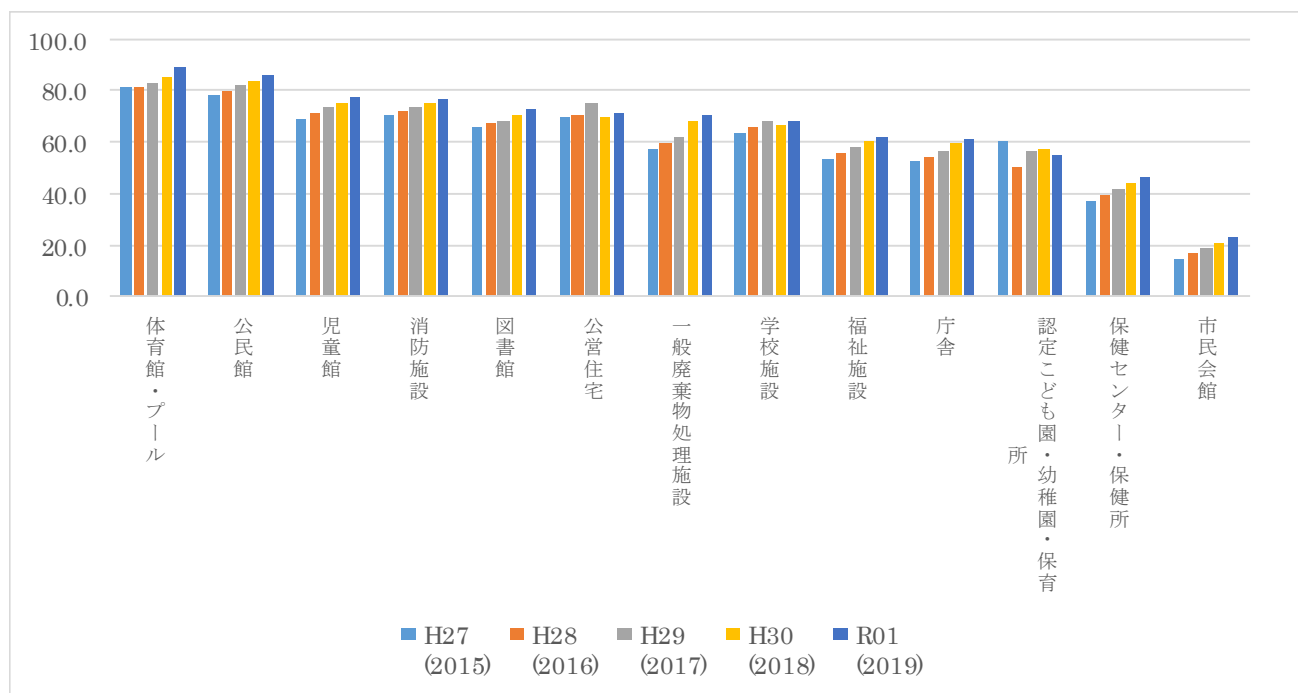


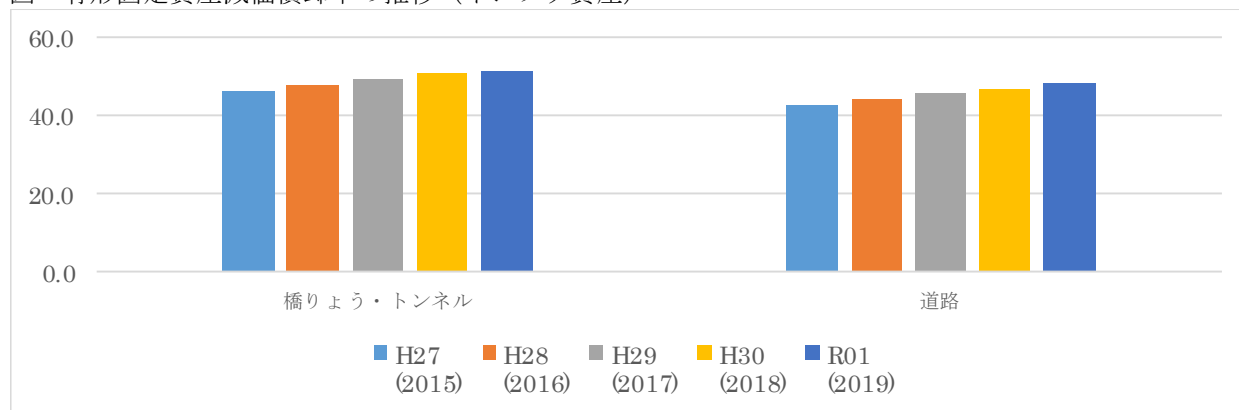
表 有形固定資産減価償却率の推移（インフラ資産）

（単位：％）

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R01 (2019)	類似団体内平均 (R01)
橋りょう・トンネル	46.1	47.4	48.9	50.7	51.1	60.8
道路	42.5	44.0	45.4	46.5	47.8	62.3

※有形固定資産減価償却率（％）が高い順に掲載
出典：財政状況資料集（総務省）

図 有形固定資産減価償却率の推移（インフラ資産）



6. これまでに行った対策の実績

総合管理計画策定後（平成29年（2017年）以降）に行った主な対策実績は以下のとおりです。

表 施設の再編に関する対策

施設分類	施設名	対策内容	実施年度
その他施設	製茶技術研修工場（上陽） 矢部荒茶加工施設	農業協同組合へ譲渡 農事組合法人へ譲渡	平成29年（2017年）
公民館系施設 スポーツ施設	小野地域交流センター けやき体育館	社会福祉法人へ譲渡	令和元年（2019年）
スポーツ施設	矢部多目的交流ホール	学校施設（矢部清流学園）に用途変更	令和2年（2020年）
学校教育系施設	矢部小学校 矢部中学校	義務教育学校（矢部清流学園）に移行	令和2年（2020年）

表 維持管理・修繕・更新等に関する対策

施設分類	施設名	対策内容	実施年度
文化施設	市立図書館（本館）	外壁防水改修 空調改修工事	令和2年（2020年）
保健・福祉系施設	クリニックくろぎ	空調改修工事	令和2年（2020年）
学校教育系施設	黒木中学校体育館	長寿命化工事	平成30年（2018年）
子育て支援系施設	母子生活支援施設ひまわり園	長寿命化工事	令和2年（2020年）～ 令和3年（2021年）
スポーツ施設	八女市総合体育館	屋根改修工事	平成29年（2017年）
市営住宅	前畑団地	外壁防水改修	平成30年（2018年）、 令和2年（2020年）～ 令和3年（2021年）
市営住宅	北国武団地	外壁防水改修	令和2年（2020年）
市営住宅	谷団地	屋上防水塗装工事	平成29年（2017年） ～令和元年（2019年）
市営住宅	鶴団地	汚水・排水・雨水管全 面改修工事	平成30年（2018年）
公園系施設	宮野公園	バリアフリー通路・駐 車場整備工事	令和元年（2019年）

観光系施設	グリーンピア八女	貯水槽改修工事	令和元年（2019年）
観光系施設	ふるさとわらべ館	外壁塗装工事	平成30年（2018年）
観光系施設	健康増進施設（べんがら村）	大規模改修工事	令和3年（2021年）
その他施設	大淵体験交流施設	空調改修工事	平成30年（2018年）

表 新設や更新の実施状況

施設分類	施設名	対策内容	実施年度
子育て支援系施設	岡山小学校区学童保育所 上陽北浜学園区学童保育所 上妻小学校区学童保育所 矢部清流学園区学童保育所 北山保育所	新築工事 新築工事 新築工事 新築工事 改築工事	平成29年（2017年） 平成29年（2017年） 平成30年（2018年） 令和元年（2019年） 令和2年（2020年）
防災系施設	星野支団第11分団2部詰所（長尾） 黒木支団第19分団第1部詰所（笠原中央）	新築工事	平成30年（2018年） 令和2年（2020年）
観光系施設	矢部地区山村滞在施設（奥八女別邸やべのもり）	新築工事	平成29年（2017年）
観光系施設	立花農産物等直売所（道の駅たちばな）	新築工事（招竹梅）	令和2年（2020年）
観光系施設	奥八女焚火の森キャンプフィールド	新築工事	令和2年（2020年）

表 施設解体の実施状況

施設分類	施設名	対策内容	実施年度
公園系施設	飛形自然公園	展望台解体工事	平成29年（2017年）
その他施設	旧北川内小学校 旧笠原小学校 旧白木小学校 小野地域交流センター けやき体育館 矢部担い手センター	校舎解体工事 校舎解体工事 校舎解体工事 解体工事 解体工事 解体工事	平成29年（2017年） 平成30年（2018年） 平成30年（2018年） 令和元年（2019年） 令和元年（2019年） 令和2年（2020年）

7. 施設の維持管理経費（コスト）の見通し（従来型）

本市の保有する公共施設等（建築物等、インフラ施設）について、将来の維持管理経費（コスト）を把握する為に計画期間（令和4（2022）年度から令和28（2046）年度）に置いて試算を行いました。

なお、建築物等については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「平成31年版 建築物のライフサイクルコスト（第2版）」に準拠した手法を用いて更新費用を算出します。

また、インフラ施設については、総務省ホームページで公開されている「公共施設更新費用試算ソフト」を活用し、その他個別に更新費用が算出されている場合はそれらの数値に基づき、更新費用を算出します。

【建築物の維持管理経費推計の考え方】

- 対象施設に近いモデル建物を選択し、延床面積や建築年等の情報を入力することにより、モデル建物毎に規定された部位部材の情報が反映され、詳細な計算結果が取り出せる床面積法が解説されており、最新のコスト情報に基づいて容易に計算が可能な当該手法（床面積法）を用いて施設の棟毎に維持管理経費を試算します。

表 モデル建物7類型

モデル建物7類型	
① 小規模事務庁舎	② 中規模事務庁舎
③ 大規模事務庁舎	④ 学校(校舎)
⑤ 学校(体育館)	⑥ 中層住宅(4階程度)
⑦ 高層住宅(8階程度)	

- 本計画では、これまでの一般的な更新サイクルで建替を行う「従来型」と、個別施設計画に基づく「廃止」や「長寿命化」等の今後の方向性を踏まえた「長寿命化型」の2パターンによる試算を行い、個別施設計画に基づく維持管理経費の削減効果を計測します。

表 目標使用年数表

構造		目標使用年数		摘要
		従来型	長寿命化型	
RC	鉄筋コンクリート造	60年	80年	個別施設計画を反映した施設は長寿命化を図ることを原則とする。 但し、躯体が健全でない場合は（圧縮強度不足・中性化進行、建築後45年以上計画等）は既存施設の解体までは従来型の使用年数を適用する。
S	鉄骨造			
CB	コンクリートブロック造			
LGS	軽量鉄骨造	40年	50年	※複合化・集約化等により、解体時期が早まる場合はこの限りではない。
W	木造			

【インフラの維持管理経費推計の考え方】

- 道路は、整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより維持管理経費を試算します。
- 橋梁は、面積に更新単価を乗じることにより、維持管理経費を試算します。
- 上水道は、管径別の延長の長さ更新単価を乗じることにより、維持管理経費を試算します。
- 下水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別、年度別、延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより、維持管理経費を試算します。

(1) 公共建築物

公共建築物を今後も全て同規模で維持し続けると仮定した場合の維持管理経費（コスト）を把握する為に、従来型の目標使用年数で試算を行いました。

表 目標使用年数表（再掲）

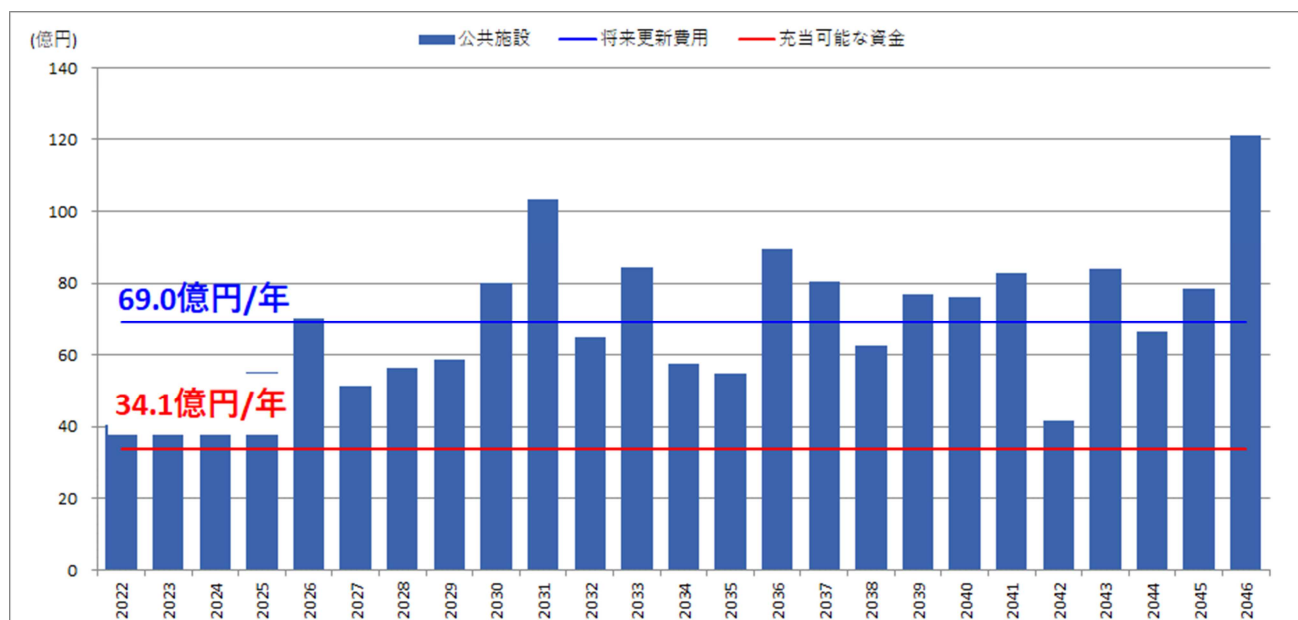
構造		目標使用年数		摘要
		従来型	長寿命化型	
RC	鉄筋コンクリート造	60年	80年	個別施設計画を反映した施設は長寿命化を図ることを原則とする。 但し、躯体が健全でない場合は（圧縮強度不足・中性化進行、建築後45年以上計画等）は既存施設の解体までは従来型の使用年数を適用する。 ※複合化・集約化等により、解体時期が早まる場合はこの限りではない。
S	鉄骨造			
CB	コンクリートブロック造			
LGS	軽量鉄骨造	40年	50年	
W	木造			

本市が保有する公共建築物の今後25年間の維持管理経費の試算結果は、総額約1,726億円、年平均費用は約69.0億円/年となっています。6ページの充当可能な資金34.1億円/年と比較すると、年平均費用で約34.9億円/年が不足することが見込まれています。

試算の結果から公共建築物にかかる費用、公共建築物にかかる費用の発生そのものを抑制する方策の検討や維持管理費の縮減、施設の長寿命化等を行うことにより、全体の更新等にかかる費用をできるだけ低減させる必要があります。

また、将来的に人口数減少が予測され、施設利用者数も減少することが想定されています。そのため、公共建築物については、積極的に更新費の縮減や適性配置を検討していかなければ、施設の維持及び提供サービスの確保が難しくなってきます。

図表 公共建築物の年度別将来更新費（単位：億円）

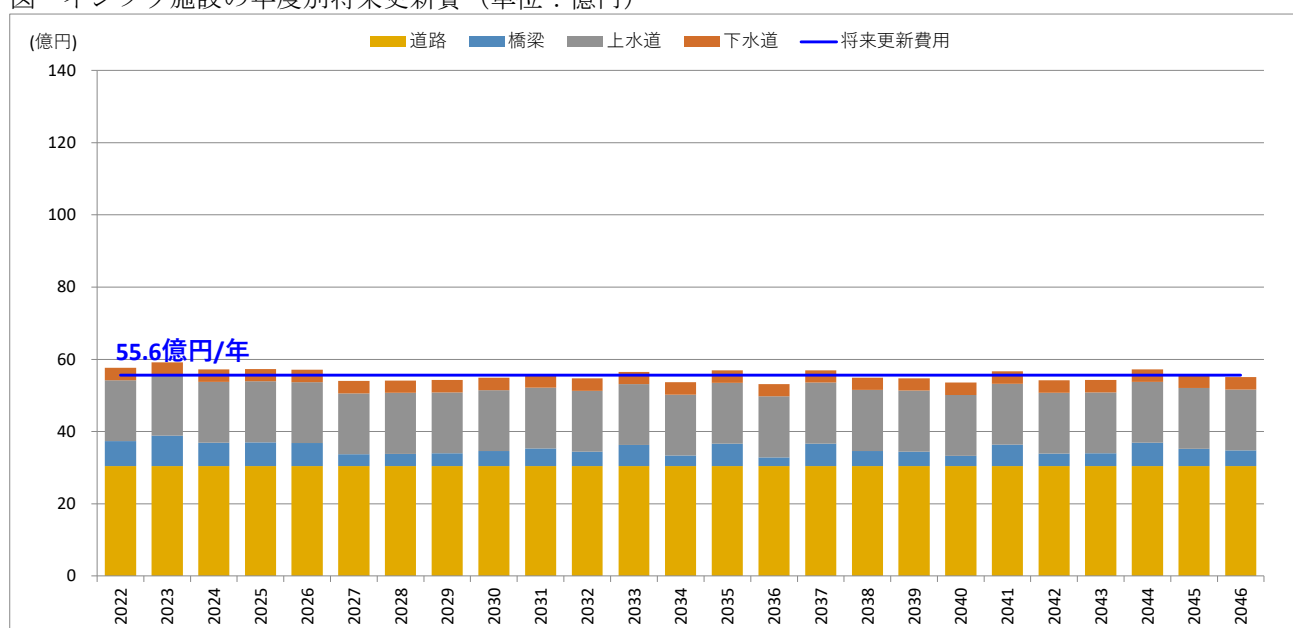


(2) インフラ施設

道路、橋梁、上水道、下水道、公園のインフラ施設の今後 25 年間の維持管理経費の試算の結果から、総額約 1,390 億円、年平均費用は約 55.6 億円/年が必要と見込まれます。年平均費用の内訳は、道路が約 30.5 億円/年、橋梁が約 4.8 億円/年、上水道が約 16.9 億円/年、下水道が約 3.4 億円/年となっています。

なお、インフラ施設については、住民生活を支えるライフラインであり、さらに整備を進めるべきものもあるため、整備量の削減等を図るといった性質ではないと考えられます。しかし、新規整備を行う際には、その必要性及び費用対効果を十分に踏まえた計画的な整備を行うことを徹底する必要があります。

図 インフラ施設の年度別将来更新費（単位：億円）



※インフラ施設において総務省の「公共施設更新費用試算ソフト」で対象となっていないトンネル及び河川については、費用算出の対象から除いています。

8. 施設の維持管理経費（コスト）の見通し（長寿命化型）

令和2（2020）年度までに、公共建築物では、分類ごとの個別施設計画を策定し、インフラ施設では、橋梁と公園の個別施設計画が策定しています。これらの計画にて定められた方針及び試算結果を反映したものを長寿命化型として整理します。

（1）公共建築物

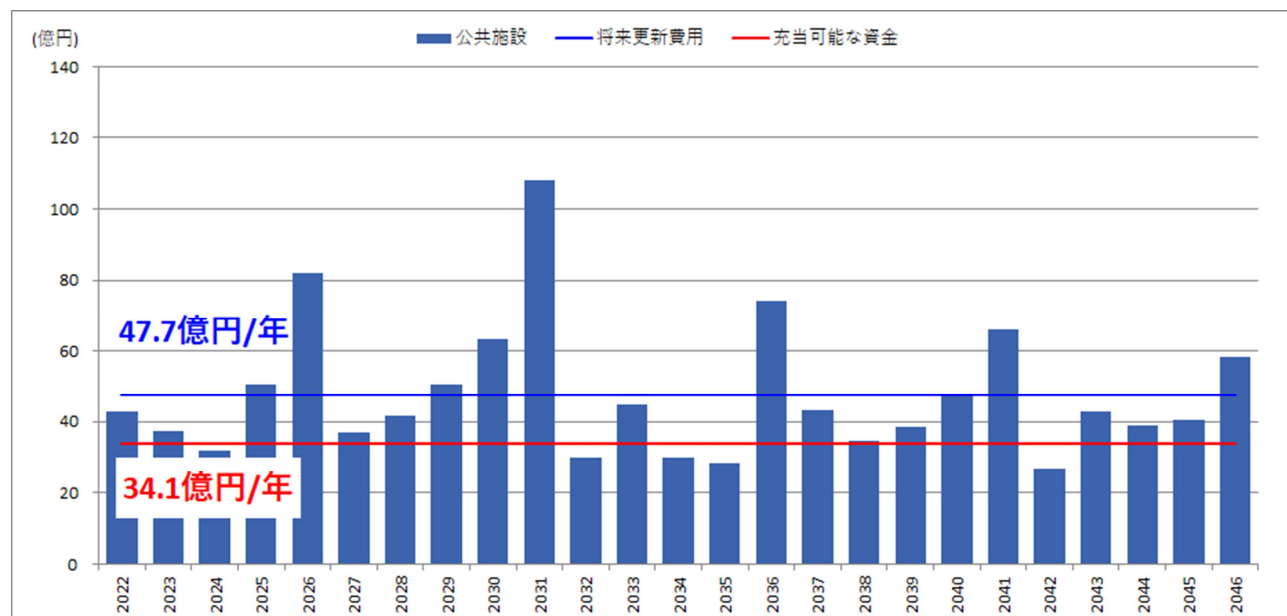
公共建築物の長寿命化を前提とした個別施設計画の内容を反映した場合の維持管理経費（コスト）を把握するために長寿命化型の目標使用年数を用いるとともに、各施設の維持管理方針を反映させて試算を行いました。

表 目標使用年数表（再掲）

構造		目標使用年数		摘要
		従来型	長寿命化型	
RC	鉄筋コンクリート造	60年	80年	個別施設計画を反映した施設は長寿命化を図ることを原則とする。 但し、躯体が健全でない場合は（圧縮強度不足・中性化進行、建築後45年以上計画等）は既存施設の解体までは従来型の使用年数を適用する。 ※複合化・集約化等により、解体時期が早まる場合はこの限りではない。
S	鉄骨造			
CB	コンクリートブロック造			
LGS	軽量鉄骨造	40年	50年	
W	木造			

公共建築物について、これまでに策定した個別施設計画の内容を反映した場合、今後25年間の維持管理経費の試算の結果は、総額約1,192億円、年平均費用は約47.7億円/年となります。従来型の試算結果と比較して、総額約534億円、年平均費用は約21.3億円/年の縮減効果が見込まれます。しかし、6ページの充当可能な資金34.1億円/年と比較すると、年平均費用で約13.6億円/年が不足することが見込まれています。

図表 公共建築物の年度別将来更新費（単位：億円）



（2）インフラ施設

インフラ施設について、橋梁の個別施設計画では、予防保全型の維持管理手法に転換することで、30年間で53.0億円の費用となることが試算されています。なお、年平均費用に換算すると約1.8億円/年となり、前述した従来型の費用と比較すると、年平均で約3.0億円/年の縮減効果が見込まれます。

9. 公共施設等を取り巻く時代の潮流

(1) 持続可能なまちづくりに向けた取組

我が国では、自治体 SDGs の推進により、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組み、地方創生を実現することが求められており、自治体においても持続可能なまちづくりの実現に向け、国内外の新たな社会潮流である「SDGs（持続可能な開発目標）」を踏まえて、長期的・世界的・社会的視点から「何が必要か」を考え行する「アウトサイド・イン」（社会・環境が及ぼす影響）によるアプローチにより、SDGs の 17 の共通目標を視点に入れた総合計画の策定と、それに基づく各分野での実践が求められています。

本市では、「第5次八女市総合計画」の中で、環境に配慮した生活様式の定着や再生可能エネルギーの有効活用等を進めることにより、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進し、地球温暖化防止に努めることなどを掲げ、環境に負荷をかけない持続可能なまちづくりを目指しています。

(2) 共生社会を実現する取組

我が国では、交通分野、建築・施設分野のバリアフリー化については、平成 18 年以降、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）のもと、交通施設、建築物等の種類毎に目標を定め、個々の施設のバリアフリー化と地域における面的なバリアフリー化に全国的に取り組み、一定の水準まで整備が進んできました。

更に、平成 28 年に「明日の日本を支える観光ビジョン」において、各地の観光地や交通機関において、同ガイドラインの考え方に沿ったより高い水準のユニバーサルデザインの街づくりを推進、平成 29 年に「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を策定し、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することを目指しています。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 現状や課題に関する基本認識

本計画では、現在から将来にわたって想定される人口、財政、施設の状況や時代潮流に対応するための現状と課題について、以下のとおり整理しました。

■人口に関する現状と課題

現状 ＜市全域＞ ○総人口は減少傾向であり、40年後には現在の約45%程度となる見通し ○老年人口の割合は増加傾向 ＜地域別＞ ○八女地区では人口減少を抑えられているものの、その他の地区では大きく減少	課題 ●少子高齢化が進行する見通しのため、人口構造の変化を踏まえた公共施設等に対する住民ニーズに応じた公共サービスを実現する必要があります。 ●人口減少により点在する集落の小規模化へ対応するため、質（安全性・利便性等）及び量（統廃合・小規模化等）の両面において適切な施設配置を計画することが必要になります。
--	--

■財政に関する現状と課題

現状 ＜財政状況＞ ○人口減少に伴う財政規模の縮小、依存財源の割合が大きい ＜公共施設等の将来の更新等費用＞ ○公共施設等の将来の更新等費用は大きく不足する見通し	課題 ●生産年齢人口の減少により税収の増加は期待できない状況が想定される厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理にかかる費用の縮減や財源の確保を図る必要があります。 ●限られた財源の中で、安全かつ便利な状態で、将来世代まで必要な公共サービスを提供していくことが出来るよう、これからの公共施設等がどうあるべきか、総合的な見直しが求められます。 ●公共施設等の将来の更新等費用に対する充当可能な資金は不足しており本市の現在の財政状況では、保有する全ての公共施設等を安全に維持していくことは困難な状況です。 ●インフラ施設は、ライフラインであるため縮減することが難しい上、安全性を担保する観点から常に適切な維持管理が求められるため、費用の縮減方法の検討が求められます。
--	--

■施設に関する現状と課題

現状

＜公共施設＞

- 市民一人当たりの保有量は同規模の自治体と比べて多い
- 保有する施設の6割が建築後30年以上を経過しており、施設の更新時期が一斉に到来

＜インフラ＞

- 現在までに整備されてきた資産の更新時期が到来し、将来、財政的に負担が増大

課題

- 老朽化した施設の更新時期の集中に対応するため、施設の長寿命化による施設の長期利用や、旧市町村の境界を越えると、近距離に類似した施設が存在する場合もあるため、人口規模に見合った最適化に向けた検討が必要になります。
- 大規模改修時期を経過した公共施設の対策が求められます。特に災害時の対策拠点や避難所となる施設や常に安全かつ安定的な供給が求められるインフラ施設については、早急な安全対策が求められます。
- 既に公共施設としての役目を終えた施設をどの様に管理していくのか、検討が求められます。

■時代潮流に関する現状と課題

現状

- 本市では、環境に負荷をかけない持続可能なまちづくりを目指している
- 誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することが求められている

課題

- 環境に負荷をかけない持続可能なまちづくりに寄与する施設整備が求められています。
- 増加する高齢者や多様化する利用者など、だれもが快適に利用できる施設整備が求められています。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

前述の課題を解消し、公共サービスをより良い形で将来世代へ引き継いでいくため、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を設定しました。

1 多様なニーズ、社会の変化に対応した施設づくり

- 計画的な維持管理により、公共施設等の老朽化や災害に備え、安全を確保します。
- 高齢者や障害者、子育て世代等、だれもが快適に利用できるように配慮するため、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。
- 公共施設等においても SDGs の目標である「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」を重点的に取り組む分野として位置づけ、省エネや再エネルギーの利用、脱炭素化など世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を目指します。

図 SDGs の目標



2 財源の確保に向けた取り組み

- 施設の維持管理の効率化に取り組み、さらには民間連携、未利用資産の活用・処分、受益者負担の適正化等の様々な取り組みにより、財源の確保を図ります。
- 今後の施設の維持管理・更新にかかる費用負担の軽減を図るべく、施設の点検・診断等を実施するとともに、予防保全型の維持管理を図り、施設の長期利用の促進を図ります。

3 継続可能な公共サービスの提供

- 今後とも安定した公共サービスの提供を維持すべく、将来的に必要となる施設の取捨選択を行い、施設総量の適正化を図ります。施設総量の適正化にあたっては、原則新設を行わないことを前提に、市域全体及び地域別のニーズを把握する中で、現行施設の使用用途に限定せず、社会経済環境の変化や新たなニーズに対応した用途に変更するなど、組織横断的な視点で取り組むものとします。
- 本市の公共建築物の保有量の目標を設定し、着実に施設総量の適正化を図ります。インフラ資産は、社会基盤となる施設であり、現時点では基本的に総量の縮減が困難であることから、予防保全型の維持管理に努め、費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。
- 市民との協働・連携や国・県・近隣自治体等との連携により、公共サービスの維持・向上を図ります。

3. 数値目標

公共建築物について、長寿命化型の施設維持管理へと転換することで、従来よりも長く使い続けることを目指します。なお、前述したとおり長寿命化型の施設維持管理へ転換することで、従来型と比較して、今後の維持管理経費で総額約 534 億円、年平均費用は約 21.3 億円/年の縮減効果が見込まれます。

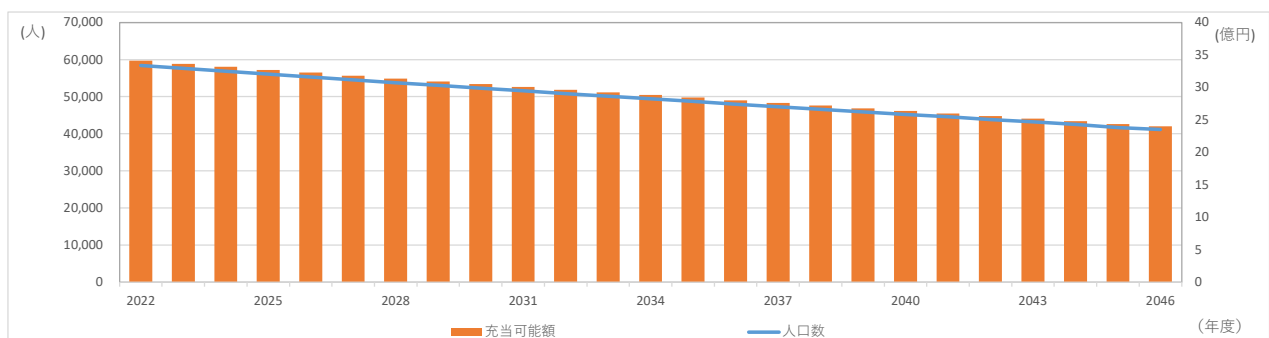
しかし、充当可能な資金と比較すると、長寿命化型の施設維持管理に転換しても、今後の維持管理経費の費用が不足することが見込まれています。そのため、今後さらに総量の見直し等により、より一層積極的な対策を講じていく必要があります。

図表 目標使用年数表（再掲）

構造		目標使用年数		摘要	
		従来型	長寿命化型		
RC	鉄筋コンクリート造	60年	80年	個別施設計画を反映した施設は長寿命化を図ることを原則とする。 但し、躯体が健全でない場合は（圧縮強度不足・中性化進行、建築後45年以上計画等）は既存施設の解体までは従来型の使用年数を適用する。	
S	鉄骨造				
CB	コンクリートブロック造				
LGS	軽量鉄骨造	40年	50年		※複合化・集約化等により、解体時期が早まる場合はこの限りではない。
W	木造				

今後の維持管理経費の費用が不足することへの対策として、充当可能な資金で、今後の維持管理経費が補える程度まで施設の面積を削減します。なお、6 ページの「施設の維持管理経費（コスト）の状況」で設定した充当可能な資金の費用（約 34.1 億円/年）については、過去の平均値から算出した費用であり、今後人口減少に併せて財源も減少していく事が想定されます。そのため、将来人口の推計結果に基づいて、今後の充当可能な資金について推計を行った結果、今後 25 年間の総額は約 852 億円（34.1 億円×25 年間）から約 722 億円に減少します。したがって、今後 25 年間の長寿命化型の維持管理経費見込額の約 1,192 億円に対して、470 億円（約 40%）の費用が不足する計算になります。

図表 充当可能な資金の推計値



このような状況を考慮すると、可能な限り公共建築物の保有量（延床面積）を削減することが必須と言わざると得ない状況です。本市には 394 施設（令和 2 年度末時点、延床面積約 40.3 万㎡）の公共建築物が存在します。目標値としては、計画期間 25 年間で保有量（延床面積）の約 40%（約 16.1 万㎡）削減を目指します。

図表 数値目標

要素	25 年間の削減（縮減）目標値	削減（縮減）目標金額
公共建築物保有量	延床面積を 40%（16.1 万㎡）削減	470 億円
長寿命化	更新時期の 20 年延長 （軽量鉄骨造・木造は 10 年延長）	

4. 公共施設等の管理に関する実施方針

(1) 点検・診断の実施方針

日常的に利用する施設については、目視等の点検を日々行うことにより施設の劣化等を早期に発見して施設保全に努めます。また、数年に一度は詳細な調査点検を行い、日頃確認しない箇所等の調査を行うことで経年劣化等の状況確認等を行います。

なお、利用頻度が低く日々の点検が難しい施設は、計画的に点検日及び点検項目を定めて早めの対策を実施することで、劣化による破損等を予防することに努めます。

主要な施設については、施設毎に施設の安全性、耐久性および適法性等、不具合・劣化状況の評価を実施し、施設修繕の内容と優先度を判断して老朽化対策に活かします。

点検の内容については、記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理については、所管課が予防保全の観点から長期点検計画に基づき点検を行います。

点検により発見された修繕箇所や設備更新等にかかるコストを施設ごとに整理し、財政上の過度な負担にならないよう計画的に対応することで施設経費の平準化に努めます。

なお、全ての施設において長期的な利用を目指し、安易に更新を行わないよう努めます。

老朽化等により建替えが必要になった場合は、改めて施設の存続を再検証しますが、同時に既存施設との統合や利便性についても検討を行い最適な方法を選択します。最終的に「更新（建替え）」と判断した場合は、積極的に公民連携による民間の資金、経営能力及び技術能力の活用を検討します。

新たに施設（建築物）の建設を検討する場合は、公共性、必要性、総合計画との整合性、立地の適性（利便性・アクセスなど）、類似施設の有無、将来の維持管理費（人件費を含む）、建設に要する概算費用、財源の確保、民間活力の活用の可能性及び代替施設の活用（既存施設の用途変更や民間施設の賃貸等）の可能性を明らかにして、総合的に判断します。なお、建築後も最低5カ年間モニタリングを行い、利用状況や維持費が当初の計画と比べて乖離していないかどうかを検証します。

(3) 安全確保の実施方針

危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って「使用の禁止」「早期改修」などの張り紙等を用いた注意喚起により安全確保の対策を行います。

点検・診断等により危険性が高いと認められた施設や、老朽化等により供用廃止され今後も一定の利用が見込めない施設については、原則として解体・撤去を行います。

（４） 耐震化の実施方針

「八女市耐震改修促進計画（平成26年2月策定）」に基づき耐震診断、耐震改修を進めます。

現在の耐震基準前に建設された施設のうち耐震診断を実施していない特定建築物（八女市耐震改修促進計画に定義された対象公共建築物）については早急に耐震診断を実施します。その結果、耐震改修が必要と判断された施設については、将来の需要予測や必要性を再検討して耐震改修又は廃止を行います。なお、改修する場合についても、緊急度・重要度に応じて原則5年以内に改修工事を行います。

（５） 長寿命化の実施方針

長寿命化により更新に係るトータルコストを縮減するため、計画的な点検や診断を行い、早期の修繕等により大きな劣化を未然に防ぎます。

予防保全型管理のもとで鉄筋コンクリート造の建替周期は大規模改修工事を経て、目標使用年数を20年延長することを原則とします。

また、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」と同様に、財政上の過度な負担にならないよう費用の平準化も図ります。

（６） 統合や廃止の推進方針

施設の「設置目的の適合性」「安全性」「利用率」「利便性」「類似施設の有無」等によって施設を評価・診断し、「統廃合」、「一部廃止」、「廃止」、「地域又は公共的団体への移譲」、「民間移譲（民営化）」、「現状維持」の6つの段階に評価します。

利用者や利害関係者がいる施設の統合化や廃止を行う場合は事前に公表し、関係者への説明会等を実施したうえで、議会と協議しながら検討します。

本市の人口は、将来的に人口減少が見込まれています。特に中山間部では、大幅な人口減少が予測され、地区ごとに施設を維持管理していくことが困難になることが予想されるため、地区をまたいだ利用の可能性について検討し、積極的な統廃合を行うとともに、まちづくりの方向性を踏まえ地区ごとに必要な拠点となる施設については、複合化や長寿命化により長期的な維持管理を図ります。

（７） 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

用途廃止され利活用されていない資産も経営資源であると認識し、得られる利益は市民に還元できるような利活用方法を検討します。将来的に市での利用の見込みがなく、行政目的での利用をしない資産については、積極的に民間への売却処分等を進めます。売却処分が困難な資産については、民間を含め幅広く貸付を検討し、有効活用を図ります。

（８）ユニバーサルデザイン化の実施方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方や「福岡県福祉のまちづくり条例」等を踏まえ、障がい者、高齢者などが社会生活をしていくうえでの障壁となるものを取り除くためのバリアフリー化（出入口の段差解消、視覚障害者用ブロックの整備など）に加え、公共施設等を誰でも使いやすいもの向上させるため、ユニバーサルデザイン化（授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備など）を図ります。

利用者からのニーズや、影響する範囲なども総合的に勘案し、効果的と見込まれる場合は、単独による改修工事を検討し、速やかな対応に努めます。

図 宮野公園 バリアフリー通路・駐車場



（９）脱炭素社会に向けた施設整備の実施方針

脱炭素社会に向けて「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」を踏まえ、施設の更新、改修時において省エネルギー対策やエネルギー転換を図ることを基本とします。

省エネルギー対策として、合理的・効率的な省エネ性能の把握方法、評価技術の開発の推進や断熱改修などを実施します。

エネルギーの転換として、太陽光発電や太陽熱・地中熱の利用、バイオマスの活用など、本市の実情に応じた再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用拡大を図るとともに、電気・熱エネルギーの面的な利用・融通等の取組の促進についても検討します。

更に、コンパクトなまちづくりと連携した施設配置を検討し、エネルギーの面的利用によりエネルギー需要密度の高度化、エネルギーピークの平準化など、エネルギー効率の向上を図ります。

2030 年度以降に新たに建設する施設（建築物）については、用途、規模に応じて現行の省エネ基準値からの削減率を設定し、その基準に適合させます。

また、長寿命化による建設廃棄物の削減や建設工事に係る資材の再資源化に努めるなど、公共サービス提供者としての責任を果たします。

（１０）総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

＜広域連携＞

広域的な課題への対応や公共施設の相互利用などを適切に行うために、国・県・近隣自治体等との連携強化を図ります。

＜民間事業者との連携＞

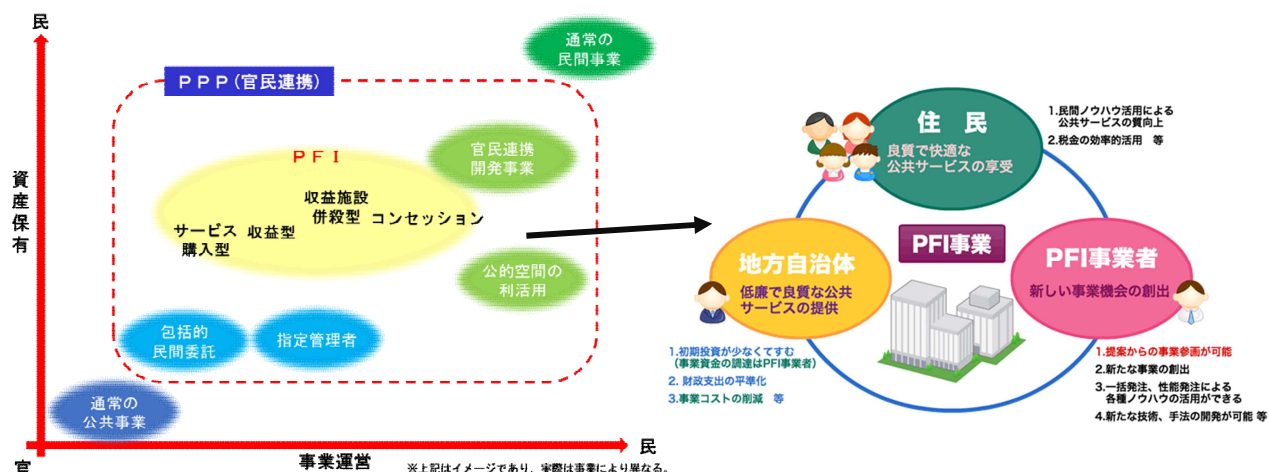
PPP とは行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもので、PFI や指定管理者制度、包括委託等の手法があります。

公共施設等の維持管理や更新にあたり、PPP の導入を積極的に進め、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用し、建設コストや運営経費の大幅な縮減や、より質の高いサービスの提供を目指します。

PPP : Public Private Partnership (パブリック・プライベート・パートナーシップ) の略称で、公共と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。「公民連携」、「官民連携」とも言います。

PFI : Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、または、同一価格でより上質のサービスを提供する手法です。

図 PPP、PFI のイメージ



出典：内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）、全国地域 PFI 協会 HP

＜市民との協働・連携＞

市民や地域団体等が施設の維持管理・運営に参加する方法について検討し、市民との協働・連携を推進します。

＜補助制度等の活用＞

国・県の補助制度等を積極的に活用し、本市の財政負担の軽減を図ります。

＜受益者負担の適正化＞

施設の使用料や手数料等の受益者負担の適正化に向けた検討を行い、必要に応じて見直しを行います。

5. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な取組体制の構築

今後は、地域ごとの施設の最適化や施設分類を超えた横断的な集約化・複合化の検討など、公共施設全体を最適化する視点での取り組みが必要となることから、全庁横断的な連携・調整機能を発揮できる庁内推進体制により、公共施設等の総合的なマネジメントを推進していきます。

庁内推進体制は、本市が合併以降に設置した「八女市公有財産利活用検討委員会」（以下「委員会」という）を継承し、当計画の推進、計画の見直し及び利活用・処分案件の検討を行います。

なお、委員会の下部組織として公共施設ワーキンググループ（WG）とインフラ施設ワーキンググループ（WG）から構成される「八女市公共施設等利活用検討プロジェクト会議」（以下「プロジェクト会議」という）を設置し、委員会で決定された内容について実施や推進を行います。

また、公共施設等に関する情報を管理・集約する部署を財政課と定めて的確に運用していきます。

図 八女市公有財産利活用検討委員会・八女市公共施設等利活用検討プロジェクト会議体制図

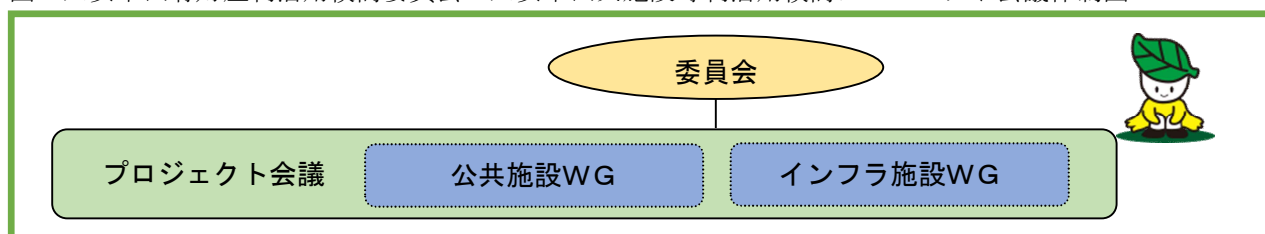


表 八女市公有財産利活用検討委員会 構成委員

委員長	総務部長			
副委員長	企画部長			
委員	市民部長	健康福祉部長	建設経済部長	教育部長

表 八女市公共施設等利活用検討プロジェクト会議 構成部会員

部署名	公共施設WG	インフラ施設WG	部署名	公共施設WG	インフラ施設WG
財政課	○	○	林業振興課	○	○
防災安全課	○		第一整備室		○
企画政策課	○	○	第二整備室		○
定住対策課	○	○	上下水道局		○
観光振興課	○		学校教育課	○	
商工振興課	○		社会教育課	○	
環境課	○		スポーツ振興課	○	
人権・同和政策・男女共同参画推進課	○		文化振興課	○	
福祉課	○		黒木支所	○	
子育て支援課	○		立花支所	○	
健康推進課	○		上陽支所	○	
介護長寿課	○		矢部支所	○	
建設課	○	○	星野支所	○	
農業振興課	○	○			

○各ワーキンググループ（WG）の役割

公共施設WG	インフラ施設を除く公共建築物の計画的な管理の推進
インフラ施設WG	道路、橋梁、水道、下水道、水路、公園、河川、農林道等のインフラ施設の計画的な管理の推進

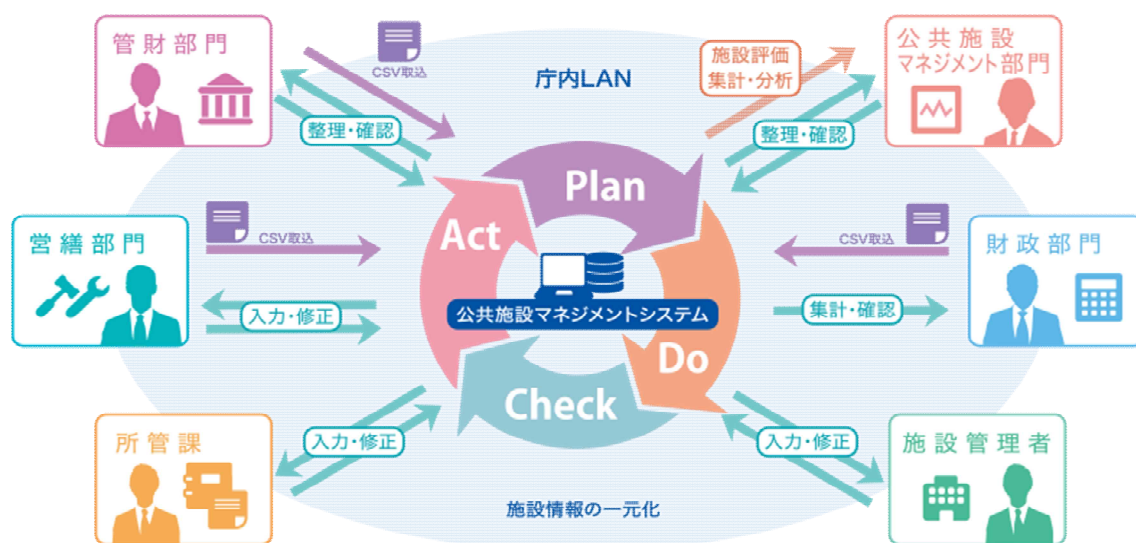
（２）情報管理及び共有方針

① 公共施設等に関する情報の一元管理及び地方公会計（固定資産台帳）の活用

ICT（情報通信技術）等を活用し地方公会計（固定資産台帳）と連動した公共施設等マネジメントの実現を図るため、公共施設マネジメントシステムを導入しました。

今後は、固定資産台帳の情報、公共施設等のコスト・サービス情報及び診断結果等を公共施設マネジメントシステムに集約し、関係する部署相互において情報を一元管理することで、関係する施設の老朽化の判断、管理運営経費の見直し、事業の縮小・廃止や改善策の検討、受益者負担の適正化の検証などの検討材料として活用することで、公共施設等の適正な管理を推進します。

図 公共施設マネジメントシステムを活用した情報一元化イメージ



② 議会や住民との情報共有・相互理解の醸成

本市における公共施設等の適正な配置や統廃合を検討するにあたっては、まちづくりのあり方にも関わることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、公共施設マネジメントの必要性においても議会や住民との相互理解を深め、各段階で関係する各主体と合意形成することが重要です。

そのため、本計画に基づき、本市の公共施設等の総合的な管理に対する考え方や目指す姿、施設の有効利用や効率的な管理運営に向けた取り組みの方向性などの情報を市のホームページや広報などを使用し、広く積極的に発信することで周知・啓発を図っていきます。

特に、住民生活と密接な関わりを持つ公共施設については住民の意見や意向を十分に傾聴し、本計画に反映するなど、公共施設の管理に対して住民の主体的な参画を促し、協働による取り組みを推進していきます。

6. フォローアップの実施方針

本計画については、「委員会」及び「プロジェクト会議」により、進捗状況や達成度評価等について検討・協議し、定期的・継続的な見直しを行うことで、更なる内容の充実を図ります。計画管理は、改善フレームワーク（PDCAサイクル）を用います。

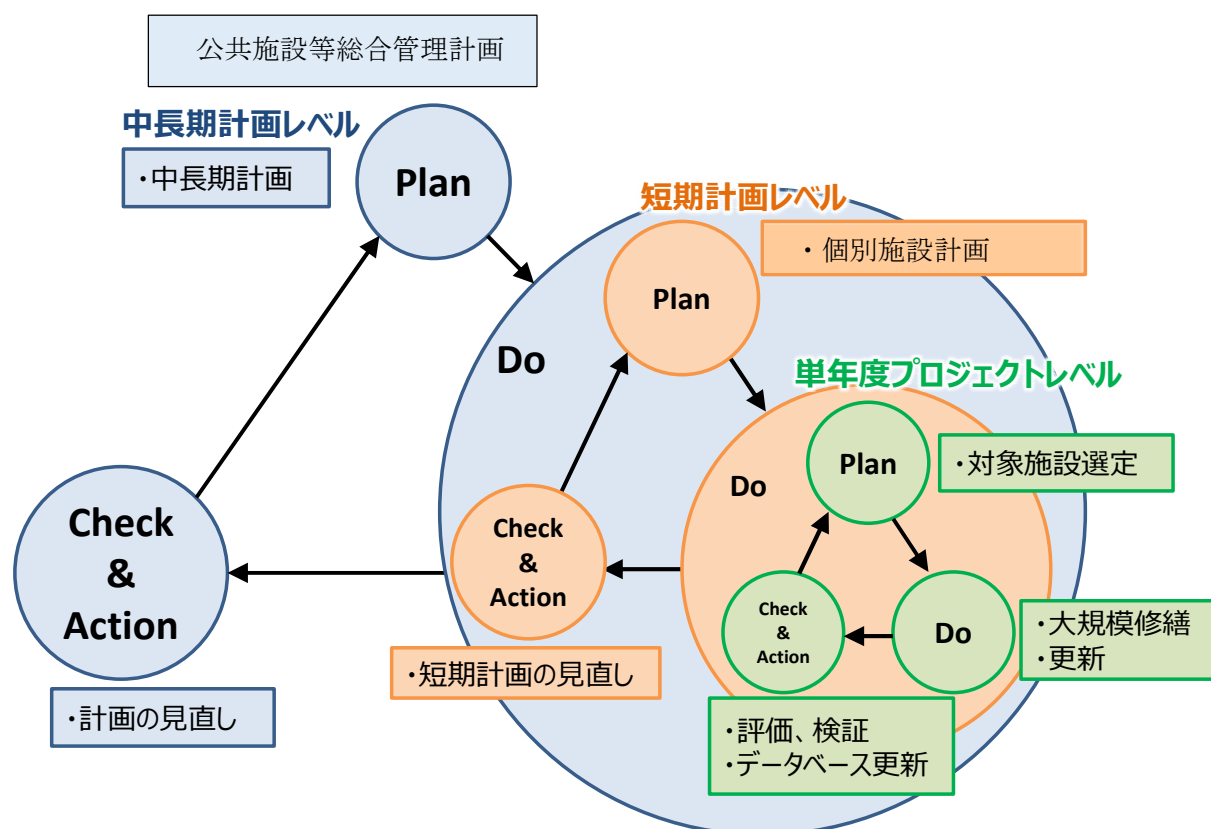
本計画の定期的な見直しの頻度については、以下のとおりとします。

表 本計画の定期的な見直しの頻度

要素	内容	時期（頻度）
現状分析	人口動態等	5年に1回
	公共施設等	1年に1回
	財政状況等	1年に1回
本計画		1年に1回

そのほか、社会経済情勢やまちづくりの動向等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて適宜、見直しを実施することとします。

図 PDCA サイクルイメージ



第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共建築物

(1) 行政窓口系施設

主な施設	本庁舎、各支所庁舎
①点検・診断等の実施方針	行政窓口系施設は、防災拠点としての役割もある重要な施設であるため、日常の点検・保守によって建物の劣化及び機能低下を防ぎます。
②安全確保、耐震化、維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針	- 建築後50年を超え、耐震性に懸念がある本庁舎は建替えをします。 - 比較的建築年数が若い黒木支所、立花支所及び矢部支所については、計画的に施設の長寿命化を行います。
③統合や廃止の推進方針について	- 長寿命化を図る支所については、旧町村の地域活動等の拠点となる場所に配置されているため、図書館、公民館などの施設と統合化することで、利便性の向上と最適化を同時に検討します。 - 老朽化が進行している上陽支所、星野支所については、各地域ごとに公民館などの近隣施設との集約化（複合化）を含めた対策検討を行います。

(2) 公民館系施設

主な施設	西公民館、東公民館、上陽公民館、働く女性の家、黒木開発センター、矢部公民館、下横山コミュニティセンター、立花市民センター、星野公民館、立花活性化センター、担い手研修センター研修所、農業活性化センター、研修センター発心、各人権擁護施設、各コミュニティ施設、基幹集落センター 等
①点検・診断等の実施方針	公民館については、防災機能を有する施設でもあるため、日常の点検・保守によって建物の劣化及び機能低下を防ぎます。
②安全確保、耐震化、維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針	- 公民館施設については老朽化している施設が多数存在しますが、今後の利用見込み、必要性等を考慮して施設のあり方（建替え、大規模改修、統廃合、廃止、地元への譲渡等）を検討します。 - 危険性が認められた施設については、その内容に沿って安全確保の改修を実施します。 - 施設の長寿命化を図る場合は、予防保全型管理の観点から計画的な改修を施すものとし、その費用が集中し、短期的に過度な負担にならないように平準化します。
③統合や廃止の推進方針について	- 生涯学習及び地域活動（まちづくり）を運営するうえで、公民館（自治公民館を除く）は重要な拠点施設となっており、西公民館、東公民館、上陽公民館、黒木開発センター、矢部公民館及び星野公民館は、基本的に今後も機能を維持するものとします。 - 老朽化が進行している上陽公民館及び黒木開発センターについては、避難所機能や高齢者への配慮による利便性の向上を考慮し、支所機能施設との複合化を検討します。 - 働く女性の家及び担い手研修センターは、令和6年度中に立花庁舎への公民館機能の集約化と支所機能との複合化を実施するため廃止します。 - 立花市民センターは立花公民館及び図書館分館に転用します。 - 市が所有する自治公民館（各地域の自主的な組織団体によって管理されているもの）に類する施設については、自治組織への譲渡を積極的に行うものとします。公民館と自治公民館の中間的位置づけの施設については、類似施設間の距離、市民の利用頻度、代替施設の有無等を考慮し、最適化を図ります。 ※地域の自主的な組織団体によって管理されている施設等については、公共施設の見直し方針により複数の施設を廃止し、地元への譲渡や民間移譲を行っています。 - 地区ごとに配置されているコミュニティセンターなどの施設については、人口

	減少に伴う利用者の減少などにより施設の維持が困難になった場合、地区をまたいだ利用による施設の集約化や、地区ごとに必要な施設については、同地区内での複合化を検討し、最適化を図ります。
--	--

(3) 文化施設

主な施設	横町町家交流館、八女市民会館、文化会館、図書館、八女市岩戸山歴史文化交流館、星野地域活性化施設、旧岩戸山歴史資料館、旧木下家住宅、八女津媛浮立館、星野焼展示館、各古墳等の文化財に付随するトイレ等の施設 等
------	--

①点検・診断等の実施方針	文化施設は観光施設としての側面ももっているため建物自体の美観も重要です。日常の点検・保守によって建物の劣化及び機能低下を防ぎます。
②安全確保、耐震化、維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針	- 市民会館、文化会館及び図書館（分館）などの施設については、現行施設を長寿命化して施設を維持していきます。今後、予防保全型管理の観点から計画的に更新等を行います。 - 図書館（本館）については、八女市立図書館本館整備基本計画に基づき再整備を検討します。 - 文化財建造物については、文化財の保存活用の観点から、他の公共施設よりも安全確保に配慮した適切な維持管理を行います。
③統合や廃止の推進方針について	- 各資料館、交流館及び展示館は、観光施設としても重要な施設であるため、原則的には今後も維持していきますが、今後、一定の利用が見込めない場合は廃止を含め検討します。また、施設の老朽化の進行により、建替え時期を迎えた施設については、市の拠点施設への集約化を検討し、最適化を図ります。 - 旧岩戸山歴史資料館は、閉館後、文化財の保管や発掘調査の整理作業室として活用しています。今後、保管施設として活用している旧地帯分級施設事務所、旧筥加工施設を含め代替施設が確保されたうえで、整理する方向で検討します。

(4) 保健・福祉系施設

主な施設	八女市保健センター、多世代交流館（八女）、クリニックくろぎ、矢部診療所、矢部歯科診療所、地域福祉センター（上陽）、地域交流センター（黒木）、立花総合保健福祉センター、特別養護老人ホームゆいのもり（矢部）、高齢者生産活動センター（矢部）、星野総合保健福祉センター 等
------	--

①点検・診断等の実施方針	保健福祉施設は福祉サービスや健康医療サービスの拠点として重要な施設であるため、日常の点検・保守によって建物の劣化及び機能低下を防ぎます。
②安全確保、耐震化、維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針	- クリニックくろぎ、矢部診療所、矢部歯科診療所、及び各地域の保健福祉センターについては地域医療や介護を担う施設であるため、長寿命化に努めます。 - 各地域の保健福祉センターは、大規模災害時にボランティアや救援物資受入れなどの防災拠点施設となるので、計画的に長寿命化を行います。また、ボイラーなどの機械設備は故障した場合、サービスに大きな影響を及ぼすため計画的な更新を行います。
③統合や廃止の推進方針について	- 八女市保健センターは本庁舎の建替え時期に合わせて廃止（解体）します。 - 旧町村に点在している保健福祉センターは市民の保養のほかデイサービスや訪問介護などの拠点ですが、将来の人口動態や施設間の距離を考慮し、市の拠点施設への集約化や、地区内での図書館や公民館などの施設と複合化による最適化を図ります。 - 高齢者生産活動センター（矢部）は近隣の施設との集約化を検討します。 - 旧渡内小学校及び旧黒木中学校寄宿舎は貸与している法人への譲渡等を検討します。



(5) 学校教育系施設

主な施設	各小学校、各中学校、各義務教育学校、スクールバス車庫、スクールバス待合室、学校給食共同調理場 等
①点検・診断等の実施方針	● 学校施設については、各学校による日常の点検・保守により建物の状態を把握し、緊急性・危険性等を判断し、建物の劣化及び機能低下を防ぎます。
②安全確保、耐震化、維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針	● 学校施設については、全て耐震化は完了していますが、経年劣化により危険性が認められた施設については、今後の安全性や利用期間等を含め総合的に判断し決定します。 ● 校舎、グラウンド、プールなどの施設改修は多額の費用が生じるため、八女市学校施設長寿命化計画（平成30年度）に基づく計画的な修繕により、長寿命化を図るとともに費用の平準化を図ります。
③統合や廃止の推進方針について	● 上陽北浜学園敷地内の旧北川内小学校校舎等は平成29年度に解体しています。 ● 花巡スクールバス待合所、黒木小学校スクールバス枝折待合所は、早急に解体します。 ● 大幅に人口減少が見込まれる黒木地区、立花地区及び星野地区については、上陽地区、矢部地区同様、現在の中学校区をもとに義務教育学校としての統合を検討します。不要になった校舎については原則廃止します。 ● 八女地区についても、児童数の減少を見込んだ小学校区の再編や義務教育学校としての統合を検討するとともに、建て替え時には減築による規模の適正化を検討します。 ● 統合については保護者を中心とした住民の合意のもと八女市立学校再編整備基本構想（令和元年度）の基本方針に沿って検討します。 ● 小・中学校の再編により、遠距離通学が必要になった場合は、公共交通の積極的な活用やスクールバスの導入についても検討します。

(6) 子育て支援系施設

主な施設	各保育所、各学童保育所、各子育て支援施設、八女市母子生活支援施設ひまわり園 等
①点検・診断等の実施方針	● 建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物を安全に使うため、日常の点検・保守を行うほか、施設の安全性を確保するための診断を実施します。
②安全確保、耐震化、維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針	● 児童センターについては、引き続き、子育て支援の移動広場として活用します。今後、長峰保育所については、移転を含め検討します。 ● その他の保育所施設や学童保育所施設については、少子化の進行状況を考慮し、今後も利用者の確保が見込まれる施設については、長寿命化を図るため計画的に維持修繕を行います。
③統合や廃止の推進方針について	● 少子化の進行により、利用者の確保が難しい施設については、建替え時期に合わせて、市の拠点施設への集約化や、地区内での複合化による最適化を図ります。 ● 保育所については、合併以降から保育所再編計画をもとに民営化を進めており、現再編計画での事業は平成28年度までに完了しています。



(7) スポーツ施設

主な施設	各体育館、各グラウンド、各球技場・弓道場、八女東部スポーツ公園、星野B&G海洋センター 等
①点検・診断等の実施方針	● 市内にある体育施設は、同時期に建設されたものが多く、耐用年数を超え老朽化が課題となっています。日常の点検・保守により建物の状態を把握していきます。 ● 体育施設は、市民のスポーツ活動の場として重要な施設であるため、日常の点検・保守によって施設の劣化及び機能低下を防ぎます。
②安全確保、耐震化、維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針	● 今後10年以内に廃止をすると判断した施設については、大規模改修をせず、維持補修にとどめます。 ● 八女市体育施設等管理計画（令和元年）に基づき、施設の部分的な修繕、改修、更新については、施設の利用頻度、緊急性、重要性、安全性確保等について考慮し、計画的・効率的に行い、維持管理コストの平準化を行います。 ● 建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断等を行い更に使用が可能であれば長寿命化を行い75年まで長期使用し、コスト削減を図ります。
③統合や廃止の推進方針について	● 類似施設間の距離、市民の利用頻度、代替施設の有無等を考慮し決定します。特に八女市総合体育館と立花体育館はともに老朽化しており、近距離にあるため統合等最適化について検討を行います。 ● 指定管理者により運営している体育施設については、今後、譲渡や民営化について検討します。特に旧黒木町は他の地区に比べて体育施設が多いため、メインになるスポーツ施設を選定し、残りの施設は地域への譲渡又は廃止について検討を行います。 ● 中山間部にあり、利用者の減少や施設の老朽化が見込まれる施設については、市の拠点施設への集約化や、地区内での複合化による最適化を図ります。 ● 統合や更新にあたっては民間資本の活用について検討を行います。

(8) 市営住宅

主な施設	各市営住宅
①点検・診断等の実施方針	● 日常の点検・保守により、施設の劣化や機能低下を防ぎ、入居者の安心・快適な暮らしを守るための総合的な管理運営や点検、整備などの業務を行います。
②安全確保、耐震化、維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針	● 人口減少や高齢化の進行に伴う利用需要の変化や、空き家数の増加などが見込まれるため、将来的な必要戸数を整理したうえで、高齢者や障がい者等の福祉施策との連携も踏まえ、今後も市で管理する住宅を選定し、更新を行います。なお、更新する施設については、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用も検討し、ライフサイクルコストの低減に取り組みます。 ● 更新及び廃止を行わない市営住宅については、長寿命化を図るため、八女市営住宅等長寿命化計画（平成29年度改訂）に基づき、計画的な維持修繕を行います。 ● 入居者の安全面を第一に、応急的な改修・修繕を随時実施します。また、重要度や劣化状況に応じて優先度を判断し、計画的に改修します。
③統合や廃止の推進方針について	● 今後の公営住宅は人口減少や高齢化を考慮して、居住圏が生活公共交通網とのアクセスや周辺の市営住宅との最適化を図るものとしします。 ● 昭和30年代から昭和40年代に建設された市営住宅は、昨今の住宅環境に合わないだけでなく、老朽化に伴う大規模改修によっても今後の維持が困難であることから、今後25年間で段階的に統合又は廃止をします。また、今後建替え時期を迎える施設についても、建替え時期に合わせて統合又は廃止の検討を行うものとしします。

(9) 防災系施設

主な施設	各消防詰所、水防舎、各消防関連倉庫、防災無線中継局舎
①点検・診断等の実施方針	● 防災施設は、災害時に市民の安全を守る重要な役割を担う施設ですが、躯体などに異常が無いが日常的に管理者による安全点検と簡易診断を実施します。
②安全確保、耐震化、維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針	● 老朽化により利用に支障がある詰所については、八女市地域防災計画により、計画的に建て替えを実施しています。詰所の建て替えにより機能強化が図られるほか、団員の活動拠点として、組織の活性化にもつながることから、今後も老朽化の状況を見ながら計画的に施設整備を行います。また、団員の数が減少している部もあり、将来的に組織の維持の課題もあるため幹部とも協議しながら設備整備を行います。 ● 補修修繕が必要な場合は、緊急度・補修内容等を勘案し実施することを基本とします。 ● 備蓄倉庫については維持を基本とし、必要に応じて修繕を行います。
③統合や廃止の推進方針について	● 消防団の詰所については、消防団の組織再編協議を行う際、分団や部、班の構成の検討・協議を行い、その組織に合った詰所の配置や地域性及び団員数を考慮して統廃合又は最適化を検討します。その際、公民館や学校跡地など既存施設との複合化についても検討を行います。

(10) 公園系施設

主な施設	各公園
①点検・診断等の実施方針	● 公園施設は遊具や植栽が多いことから、利用者の安全確保を最優先に日常点検を行います。
②安全確保、耐震化、維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針	● 公園の管理棟やトイレなど老朽化している箇所については、八女市公園施設長寿命化計画（令和元年度）に基づき、長寿命化のための計画的な修繕改修に努めるほか、その時点で必要性を判断して修繕改修を行います。 ● 公園遊具について、危険性が認められた場合又は長期間更新をしていない場合は、予防保全のための修繕工事又は更新を行います。 ● ホタルと石橋の里公園については、新たな観光資源としてリニューアルするため、改修計画を進めています。 ● たちばな水辺公園を令和3年度に新設しています。
③統合や廃止の推進方針について	● 利用者の減少や施設の老朽化が見込まれる施設については、更新時期に合わせて廃止するなど最適化を図ります。 ※公園については、公共施設の見直し方針により、平成28年度までに立野農村公園など複数の施設を廃止しています。



(11) 観光系施設

主な施設	八女伝統工芸館、八女手すき和紙資料館、八女観光物産館、健康増進施設、ほたと石橋の館、ふるさとわらべ館、イベント広場（トイレ・倉庫）、犬山公衆トイレ、くつろぎの森グリーンピア八女、山中溪谷公園、ワイン工場、ワインセラー・田崎廣助画伯記念ギャラリー、立花農産物等直売所、男の子焼の里、矢部食材供給施設（旬の厨）、杣人の家、秘境杣の里溪流公園、矢部地区山村滞在施設、ミヤシノシクナゲ園、各キャンプ場、星のふるさと公園内各観光施設 等
①点検・診断等の実施方針	● 観光施設は、八女市をPRする重要なものに位置付けており、建物をいつまでも美しく保つ必要があるため、日常の点検・保守により建物の劣化及び機能低下を防ぎます。 ● 必要に応じて、耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など専門的診断を行います。
②安全確保、耐震化、維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針	● 観光関連施設は“おもてなし施設”であるため、修繕については速やかに行い機能性等の確保に努めるほか、予防保全型管理の観点から計画的に長寿命化を図ります。 ● 指定管理者が管理している施設については、適切な点検、保守及び修繕等を行うように指示を行います。 ● 健康増進施設（べんがら村）は、市民の保養施設であると同時に収益施設でもあるので、設備の故障により経営に影響が及ばないように令和3年度に新たな機能を有した施設にリニューアルしています。 ● ほたと石橋の館は、地域観光の中心であり、更に住民が集い、来訪者が楽しめる拠点とするため、改修計画を進めています。
③統合や廃止の推進方針について	● 観光施設は、時代とともにニーズが変化するため、老朽化した施設については、更新を判断する前に交通アクセスや利用状況及び本来の施設目的の達成度を総合的に判断して、単独更新以外の統合や複合化又は廃止を検討するとともに、積極的に民営化の導入を行うことで維持管理費の削減を図ります。 ● 秘境杣の里溪流公園については、ホテルとレストラン事業を廃止したため、今後、公園内の建物は、関係者の意見を聞き活用方法又は廃止について検討を行い、一部（そまりあんハウス）は令和4年度以降に解体します。 ● ふるさとわらべ館、わらべの里研修センター、矢部食材供給施設（旬の厨）、山中溪谷公園及び犬山公衆トイレ等、利用率が低く、また老朽化が進んでいる施設などは、今後、利用状況の推移や利便性を見ながら、民営化又は廃止について検討を行います。



(12) その他広域対応施設

主な施設	黒木斎場、上陽斎場、矢部斎場、星野斎場、資源ごみストックヤード倉庫（八女）、環境センター、衛生センター、立花資源センター倉庫、ごみ収集パッカー車庫（矢部）、危険物収集トラック車庫（矢部）、自給肥料供給施設（上陽・星野）、堆肥センター、福岡県農地開発事務所
①点検・診断等の実施方針	火葬場施設、し尿処理施設及びごみ処理施設については、建物以外にも機械設備の消耗にも特に注意する必要があるため、担当者又は受託業者による日常の保守点検を行います。
②安全確保、耐震化、維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針	- 存続する施設については、計画的に長寿命化を行います。なお、統合廃止を決定した施設についても、施設稼働期間は必要最小限の修繕をしていきます。 - 黒木斎場は、約50年が経過し劣化が著しいため建替が必要ですが、統廃合方針を決定した後に更新について判断します。
③統合や廃止の推進方針について	- 令和3年度の中部衛生施設の更新（新設）と同時に、し尿処理施設の上陽自給肥料供給施設及び衛生センターは廃止していますが、解体後の跡地利用については今後検討します。また、星野自給肥料供給施設は令和6年度までに廃止します。 - 堆肥センターについては民営化を検討します。 - ごみ処理施設の環境センターについては、平成25年度に西部広域施設と統合し中継施設として利用していますが、立地の不便さから代替の中継方法を検討し、今後廃止に向けた検討を行います。 - 火葬施設については、今後利用状況の推移や利便性を見ながら統廃合を検討します。

(13) その他施設

主な施設	広域シルバー人材センター・勤労者活動センター、土橋ターミナル、心身障害者つどいの家、大淵体験交流施設、笠原東交流センター、お茶の里公園、稚魚中間育成施設、バンブー工場、文化財保管倉庫（旧筍加工施設・旧地帯分級施設事務所）、旧ヤマメ養殖場、難視聴用テレビアンテナ受信施設、奥日向神キャンプ場、福岡銀行星野出張所、旧仁田原保育所、星の自然の家、各旧小中学校、各農産物加工及び研修施設、各共同作業所 等
①点検・診断等の実施方針	- 日常の点検・保守により、施設の劣化や機能低下を防ぎ管理運営や点検、整備などの業務を行います。 - 指定管理や貸与している建物は、指定管理者や賃貸人の報告により適宜現状把握に努めるものとします。
②安全確保、耐震化、維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針	定期的な点検・診断等を踏まえて、劣化の有無や兆候を可能な限り予測し、予防保全型管理の実施や長寿命化を行います。ただし、廃止を決定した施設については応急的な修繕に留めます。
③統合や廃止の推進方針について	行政財産から普通財産へ移管された施設、老朽化が顕著な施設又は利用率の低い施設については、原則、統廃合、民営化及び地元等への譲渡を検討します。 （検討対象：心身障害者つどいの家、旧木屋小学校、旧尾久保小学校、旧横山小学校、旧上辺春小学校、旧下辺春小学校、旧高巣小学校敷地倉庫、旧木屋診療所、合瀬耳納公園小規模作業場、用水器材倉庫、文化財保管倉庫、福岡銀行星野出張所、旧仁田原保育所、各農産物加工及び研修施設及び旧ヤマメ養殖場、奥日向神キャンプ場及び農産物直売所（きりかぶ、清流）など） ※旧田代小学校、上陽体育館、旧剣持小学校プール、旧笠原小学校校舎及び旧白木小学校校舎等、複数の建物は、平成30年度までに解体工事完了。また、東山地域ふれあいセンター等、複数の施設を地元地縁団体等へ譲渡しています。

2. インフラ施設

(1) 道路（市道・農道・林道）

① 市道

本市の市道は、令和3年3月末現在で5,350路線、総延長2,435kmです。その膨大な路線数から現在は、住民などの通報により修繕を行うなど事後保全を行っている状況です。

今後は、道路の長寿命化を図るための予防保全型の維持管理を行うことにより、トータルコストの削減を図ります。そのため、八女市舗装長寿命化修繕計画（平成30年度策定）に基づいて長期的な計画による維持補修を行うほか、定期的な道路パトロールにより修繕箇所の早期発見・対応に努めます。

また、軽微な道路の維持補修は地元の協力を得ながら、路面補修等必要に応じて原材料の支給等を行っていきます。

② 農道

本市の農道の維持管理は、通常、地元（受益者等）で行っていますが、大規模な改修・修理等については地元の要望を受けて市が行っています。その費用は、不特定の方が利用される公益性の高い農道を除き、受益者から負担金を徴収しています。

なお、土地は市の所有ですが、維持管理は受益者等に行って頂きます。

③ 林道

本市の林道は、令和3年3月末現在で107路線、総延長289kmあり、毎年全路線をすべて維持管理していくことは不可能な状況と言えます。また、大雨等による法面崩壊や崩土が度々発生し、維持補修等も頻繁に実施しなければならないため、林道の補修・改良等については、なかなか修繕計画が立てにくい状況です。

しかしながら、今後は八女市林道橋梁長寿命化修繕計画（令和2年度改訂）に基づく計画的な保全対策を図ります。林道修繕・改良は、大規模かつ緊急性の高いものを優先して翌年度実施する保全計画を行います。その他については計画が立てにくいため、その状況に応じて修繕計画を立て管理していきます。

(2) 橋梁

本市は、管理橋梁数が多く、その中には長大橋や特殊橋も含まれることから、将来、点検・補修費用が多額となることが見込まれるため、八女市個別施設計画（橋梁）（令和2年3月）に基づく管理に努めます。

現在、橋長2m以上の橋梁を5年に1回の頻度で点検を行っており、損傷状態を把握したうえで対策区分の判定を行い、その結果を基に橋梁の優先度の高いものから維持・修繕等の長寿命化対策を実施し、安全確保とトータルコストの削減を図ります。

今後、利用状況を見ながら必要性や利便性が低くなった橋梁については、撤去も検討します。



(3) 水道

水道施設については、比較的新しい旧八女地区と立花地区でも供用開始から既に25年以上が経過し、上陽地区については、既に40年が経過しているところです。また、令和2年度に水道事業へ統合した黒木地区と星野地区の水道施設については、昭和30年代から供用開始している施設であったため、平成26年度から平成29年度にかけて国の補助事業（簡易水道統合整備事業）を活用し、老朽化した施設や水道管の一部を更新しました。

重要な生活インフラである水道施設（配水場や水道管など）は、中長期的な視野に立ち、水道施設の効率的な改修や耐震化及び老朽管の更新等を行います。更新の際には、将来の費用負担を予測し、計画的な資金計画が必要となり、令和4年度に見直しを行う、中長期的な経営の基本計画である経営戦略の活用や、同じく令和4年度に策定する水道ビジョンにより更新費用の平準化に努めます。特に、水道管は、更新に係る費用が最も大きい部分になるので、将来の更新費用を抑制しながら、安全性を確保したうえで法定耐用年数よりもできる限り長期間使用します。

なお、昭和55年に築造された上陽地区水道施設（低地区配水池・高地区配水池）について、平成28年度に実施した新耐震化基準による簡易耐震診断の結果、今後、詳細耐震診断を実施して耐震補強の要否の検討が必要となっています。

今後は、現在行っている黒木町豊岡地区（水道未普及地域）への給水区域拡張事業を進め、経営面では、地域住民に対するサービス水準の向上や財務・技術基盤の維持・強化に心がけ、効率的かつ安定的な経営の確立を図っていきます。

簡易給水施設（公営企業以外）については、中山間地域の生活インフラとして重要な施設であるため、集落の管理状況や利用状況を十分に調査し地元譲渡が可能かどうかを検討します。

(4) 下水道

八女市の下水道整備は、平成11年度に着手し、令和3年度現在、最も古い施設で23年が経過したところです。下水道施設の耐用年数は、管渠施設が50年程度、マンホールポンプの機械・電気設備が25年程度となっています。このことから、まだ修繕等の必要性は低いものの、環境や使用条件によっては、施設の損傷や劣化が進行している部分もあり、すでに施設の一部において、修繕や改修を行っております。

今後も整備の進捗とともに増大する下水道施設の計画的・効率的な維持管理を図るため、今後、「下水道ストックマネジメント計画」の策定を予定しております。これにより、施設全体の安全性や耐久性等を把握したうえで、適正な維持管理計画のもとに、修繕・更新等を計画的に行っていくことが可能となり、維持管理費・修繕費等の抑制及び平準化に努めていきます。

(5) 河川

平成24年7月の九州北部豪雨のように、近年の降雨は局地的な集中豪雨の傾向にあり、治水を担う本市の河川はそれに対応する必要があります。そのため、必要に応じて護岸整備を行います。なお、破損が発見された場合は、拡大を防ぐために早急に対応し、日常的な維持管理は、河川清掃など地域の協力を得ながら実施します。また、浸水被害の軽減のためには流域全体で取り組む必要があるため、調節池の設置等の対策を実施します。

(6) トンネル

八女市は5箇所のトンネル（黒木3、立花1、矢部1）及び3箇所のロックシェッド（黒木3）を所有しており、八女市個別施設計画（トンネル、シェッド）（令和3年3月）に基づく管理に努めます。

老朽化が進むと「筐子トンネル事故」などのように重大な事故につながる恐れがあるため、今後も、定期的な点検・診断を実施するとともに、予防保全型の維持管理を行います。また、利用状況や費用を考慮したうえで優先順位を決定し、修繕・更新等を計画的に実施しライフサイクルコストの縮減を図ります。

(7) 農業集落排水

最も古い施設は26年が経過しており、処理場では機器の発錆や変形、マンホールポンプの故障及びその制御盤の腐食が目立ってきています。農業集落排水施設の耐用年数は、管渠施設が50年程度、マンホールポンプの機械・電気設備が25年程度となっています。

平成27年度に策定した最適整備構想により3地区の処理施設の内、神露淵地区の田代処理場への統合について令和8年度以降に検討する予定です。残る弓掛地区は単独で改修し維持していきます。マンホールポンプや制御盤については、計画的に点検や更新等を実施し、トータルコストの縮減と投資の平準化に努めていきます。

(8) その他（地域情報通信基盤整備光ファイバー・用排水路、農業用排水路、水門、堰等）

地域情報通信基盤整備光ファイバーについては、FTTH加入申し込みから工事完了までの期間短縮（事務処理の簡素化）や民間通信事業者への設備の無償譲渡に係る検討を課題と捉えており、八女市地域情報化推進事業基本計画に基づき都市部との地域間情報格差是正・解消を図ります。

用排水路・農業用排水路・水門・堰等については、地元からの要望等により改修・修繕を行っています。日常的な維持管理は、地元（受益者等）に行ってもらっており、大規模な改修・修理等については、地元の要望を受けて市が行っています。不特定の方が利用される施設以外は、負担金を徴収して改修、修理を行っています。また、小規模な改修・修繕等は小規模土地改良事業補助金で受益者等により維持工事を行って頂きます。

第5章 終章（おわりに）

本計画では、本市の人口及び公共施設等並びに財政におけるそれぞれの現状と課題を把握・分析した結果に基づき、行政サービスの水準の維持及び公共施設等の安全性の確保並びに健全な財政運営の実現に向けて、2つの要素（公共建築物の適正配置・公共施設等の長寿命化）について数値目標を設定し、今後の公共施設等の管理運営の方向性を明確にしました。

本計画の実現のためには、本計画で示した各種方針等に則った施設ごとの個別計画の策定並びに当該個別計画に基づく公共施設等の管理運営が必須となります。

本市では、本計画及び個別計画の策定のみにとどまることなく、各計画に沿った取り組みの実践並びに定期的かつ不断の評価・見直しを行い、住民ニーズを反映しながら更なる計画の充実を図っていきます。

八女市公共施設等総合管理計画は、『本市が目指すべき姿』を実現するための公共施設のあり方といった側面における計画と位置づけます。

【改訂履歴】

版数	改訂日
第1版(初版)	平成29年(2017)3月
第1.1版	平成30年(2018)8月
第1.2版	令和元年(2019)7月
第1.3版	令和3年(2021)2月
第2版	令和4年(2022)3月
第2.1版	令和6年(2024)3月

八女市 公共施設等総合管理計画

平成29年3月

八女市 財政課

〒834-8585 福岡県八女市本町647番地

電話：0943-23-1111（代表） ファックス：0943-22-2186

